

第5次
瀬戸内町長期振興計画
後期基本計画
(令和6年～令和10年)

瀬 戸 内 町

ごあいさつ

本町はこのたび、令和元年に策定した第5次瀬戸内町長期振興計画基本構想に掲げた町の目指す姿「ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ」の実現に向けて、令和6年度から5年間の後期基本計画を策定いたしました。

前期基本計画の5年間で、新型コロナウイルス感染症の発生、頻発する国・地域間の紛争や急激な物価上昇などが社会活動に大きな変化をもたらし、私たちの生活に計り知れない影響を与えました。

社会情勢が変化する中であっても、本町の根幹である、結いの精神を大切にしたいコミュニティによるまちづくりを、私たちは変えることなく次の世代へとつないでいかなければなりません。そして、近い将来起こるかもしれない大規模な自然災害や、目まぐるしく変化する社会情勢に迅速に対応し、本町に暮らす全ての町民の皆さまのやすらぎを守り続けていくことが我々の使命でもあります。

これらの諸課題に対し、今回策定した後期基本計画では、全ての町民の皆さまが安心して暮らすことができるように、今後5年間の取組をお示ししています。また、その取組を確実に実行し、町民の皆さまの暮らしを支えるために、持続可能な自治体経営の確立もさらに進めてまいります。

町の目指す姿「ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ」の実現に向けて、職員一丸となり推進してまいります。また、町民の皆さまと行政がともに考え、信頼と連携のまちづくりを推進することが、本町ならではのまちづくりの礎となるものと考えております。

皆さまとともに、誰一人として取り残されず幸せに輝き、いろいろなことにチャレンジしながら夢と希望をもって、力強く生きていける持続可能な瀬戸内町をともに創っていきましょう。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

目次

第5次瀬戸内町長期振興計画後期基本計画

第1章 基本計画序論

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	後期基本計画の位置づけ・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	長期振興計画の構成・・・・・・・・	3
5	後期基本計画の構成・・・・・・・・	4
6	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	計画の推進手法・・・・・・・・	6
8	せとうち未来展望2050について・・・・・・・・	7
9	SDGsとの関係性・・・・・・・・	7
10	人口推計・・・・・・・・	8
11	人口の将来展望・・・・・・・・	9
12	将来像・・・・・・・・	10

第2章 後期基本計画本論

分野別の課題と基本計画

保健・福祉・医療・・・・・・・・	14
教育・文化・・・・・・・・	26
生活環境・・・・・・・・	36
産業・・・・・・・・	48
地域自治・地域連携・・・・・・・・	58
男女共同参画(ジェンダー平等)・・・・・・・・	66
行財政・・・・・・・・	74

参考資料

SDGs(持続可能な開発目標)・・・・・・・・	88
町民意識調査・・・・・・・・	89

第1章

基本計画序論

1 計画策定の趣旨

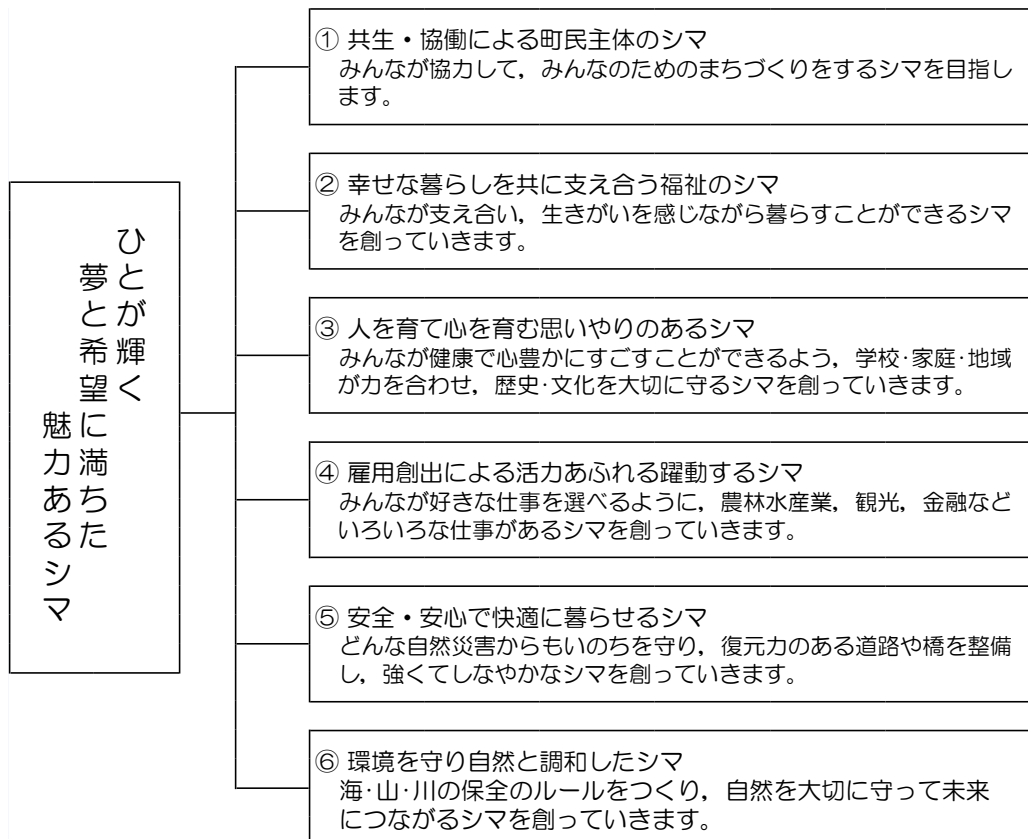
本町では、令和元年に「第5次瀬戸内町長期振興計画」（以下、長期振興計画）（計画期間：令和元年から令和10年まで）を策定しました。この長期振興計画の基本構想において、目指すべき基本理念と6つの基本方針を掲げ、その実現に向けて、第5次瀬戸内町長期振興計画前期基本計画（以下、前期基本計画）（計画期間：令和元年から令和5年まで）に基づいたまちづくりを進めてきました。

令和5年に、前期基本計画が満了することに伴い、前期基本計画の進捗状況や本町の現状と課題、社会情勢の変化、また「せとうち未来展望2050」等を踏まえ、新たな課題に対応し、持続可能な町政運営を行うために令和6年からの「第5次瀬戸内町長期振興計画後期基本計画」（以下、後期基本計画）を策定するものです。

基本理念（町の目指す姿）

ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ

本町が目指すべき姿の実現に向けて、限られた資源をいかしながら、社会情勢の変化や多様化するニーズに的確に対応していく必要があります。町が目指すべき姿の実現と町民満足度の向上のために、6つの基本方針（シマの姿）を掲げ、まちづくりを進めます。



2 後期基本計画の位置付け

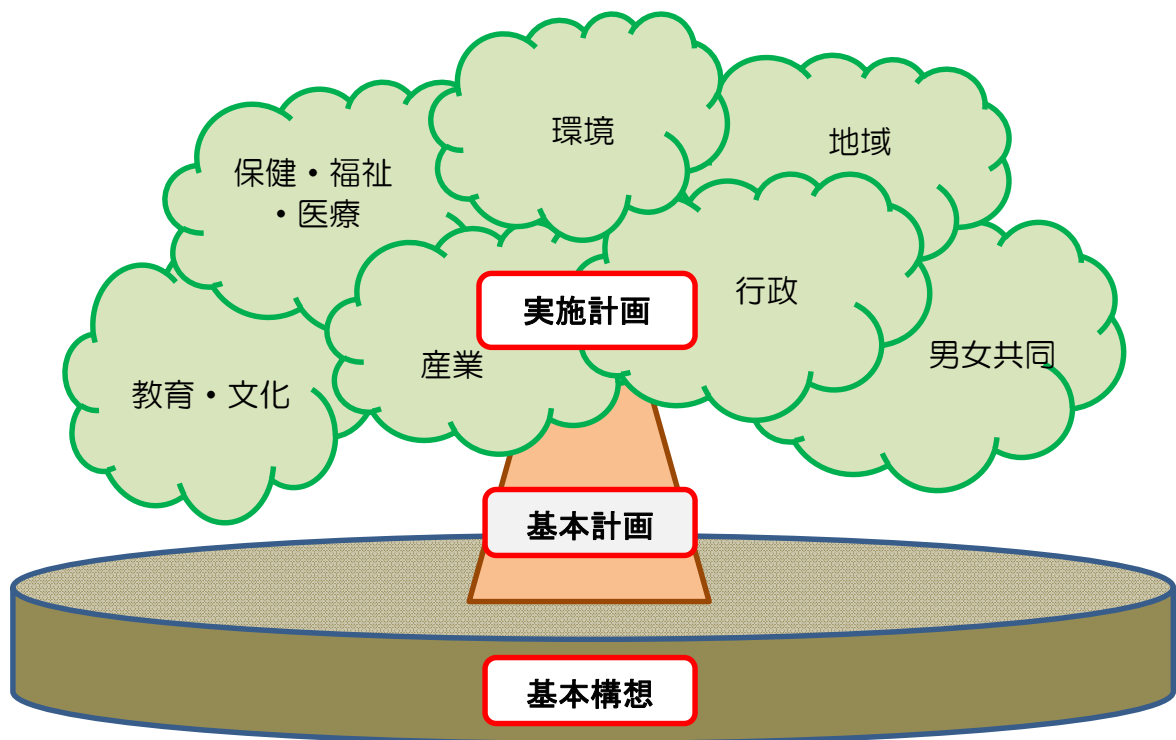
後期基本計画は、基本方針に掲げる「シマの姿」実現に向け、今後5年間の町政運営の基本となるものです。

3 計画の期間

後期基本計画の期間は、令和6年から令和10年の5年間とします。

4 長期振興計画の構成

長期振興計画は、本町が目指すまちの姿を示した基本構想と、基本構想に掲げる「シマの姿」を実現するための5年間の方向性を示す基本計画、基本計画に掲げた取組を実現するために具体的な事業の内容を示す実施計画から構成されています。



2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
基本計画（前期5年）					基本計画（後期5年）				
基本構想（10年）									

5 後期基本計画の構成

後期基本計画は、基本方針を政策展開するため、7つの分野で展開します。

基本方針 \ 分野	保健・福祉・医療	教育・文化	生活環境	産業	地域連携自治	男女共同参画	行財政
共生・協働による町民主体のシマ	○				○	○	○
幸せな暮らしを共に支え合う福祉のシマ	○				○	○	○
人を育て心を育む思いやりのあるシマ	○	○				○	○
雇用創出による活力あふれる躍動するシマ				○		○	○
安全・安心で快適に暮らせるシマ	○		○		○	○	○
環境を守り自然と調和したシマ		○	○			○	○

分野別課題

福祉

保健・福祉・医療

- A-1 多様な人々が活躍する環境が整っていない
- A-2 家族での介護が難しくなっている
- A-3 住民が求める医療が提供できていない
医療の維持が難しくなっている
- A-4 安心して子どもを産み育てる環境が整っていない
- A-5 医療・介護の地域格差がある
- A-6 健康づくり活動の推進

教育

教育・文化

- B-1 これからの時代に求められる資質・能力の育成
- B-2 子どもを育てる施設・環境
- B-3 古仁屋高等学校の活性化
- B-4 生涯学習環境の充実と伝統文化の継承
- B-5 気軽にスポーツを楽しめる環境

環境

生活環境

- C-1 危険家屋や空き家・空き地・住宅の対策が急務
- C-2 生活排水処理の整備促進
- C-3 生活安全への対策
- C-4 自然災害への対策
- C-5 自然・動植物の保全・保護、環境に対する意識の啓発
- C-6 地球温暖化対策（CO₂削減）が進んでいない

産業

産業

- D-1 働きたい仕事がない
- D-2 農林水産業の活性化
- D-3 商店街の活性化
- D-4 観光業を活用した産業の活性化
- D-5 観光客増加の対策

地域

地域自治・地域連携

- E-1 悩みや困り事を相談できない
- E-2 集落の文化・催事・防災機能の維持が難しい
- E-3 自衛隊等との連携強化
- E-4 他地域とのさらなる連携

男女

男女共同参画

- F-1 性別による固定的な役割分担意識が強く根付いている
- F-2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- F-3 政策方針決定の場への女性の参画が進んでいない
- F-4 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

行政

行財政

- G-1 多様化する住民ニーズへの対応
- G-2 即時性のある情報発信
- G-3 行政サービスの地域格差の是正
- G-4 公共施設の老朽化
- G-5 自主財源の伸び悩みと地方交付税の減少
- G-6 適切な行財政運営

6 計画の推進

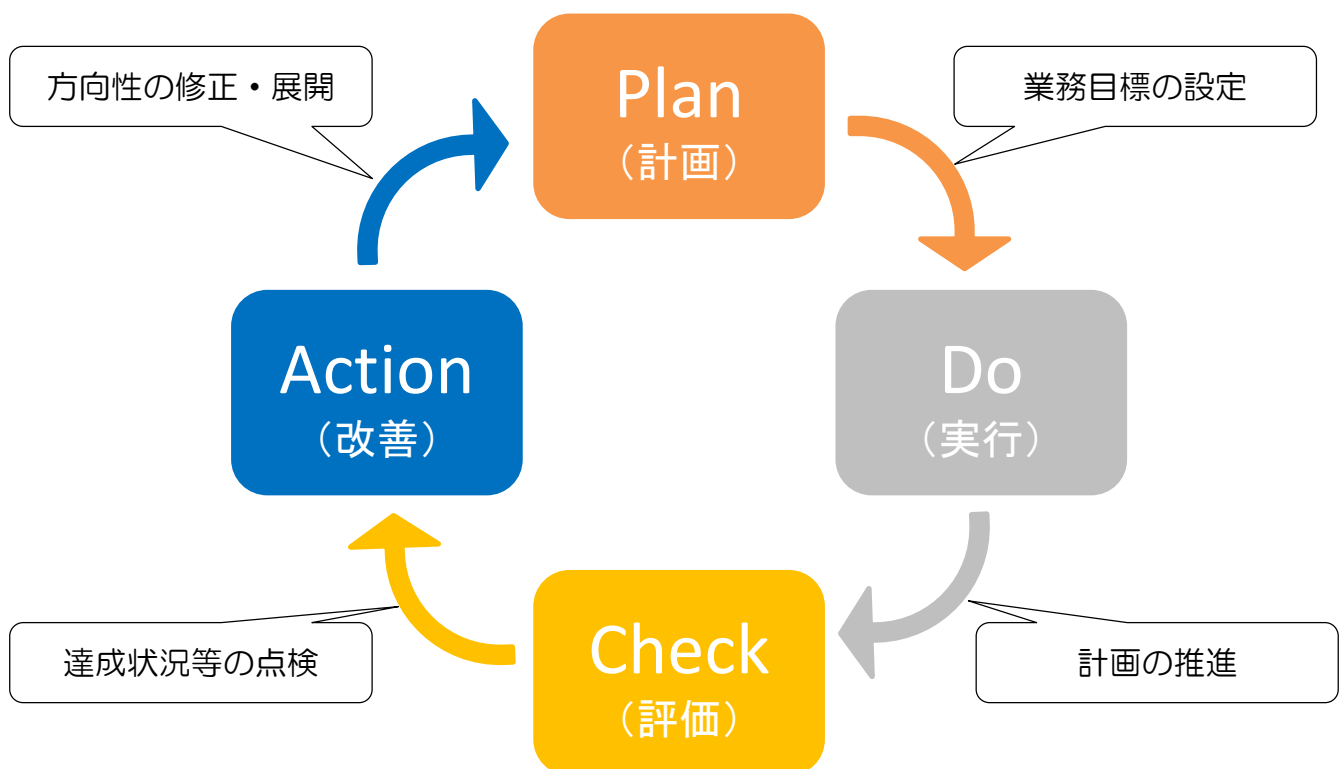
人口減少や激甚化する災害への備えなど多様な課題への対応を重点的に推進する中で、本町ならではの自然・伝統・文化などかけがえのない恵みや強みを活かすとともに、社会経済情勢や国や県の動向も注視しながら、柔軟に政策を推進します。

また、基本計画における目標値を達成していくため、限られた財源を最大限に活用し、ICTの利活用やより効率的な施策・事業を推進するとともに、目まぐるしく変化する社会情勢の変化に的確に対応していきます。

7 計画の推進手法

長期振興計画における基本計画は、長期的な展望に立って、本町の政策の基本的な方向を総合的に示すものであり、個別具体的な施策・事業については、各個別計画に委ね、一体的に推進することにより、実効性の確保に努めます。

また、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源や人員等を効果的に活用し、最大限の効果を発揮していくために、政策の目標や指標を設定(Plan)し、関連する施策・事業を実施(Do)し、目標の達成状況や施策の必要性・有効性を評価することにより客観的に把握・点検(Check)するとともに、予算編成や政策の展開などに反映(Action)することにより、施策・事業の効率的かつ効果的な展開を図ります。



8 せとうち未来展望 2050 について

「せとうち未来展望 2050」は、本町が目指していく将来像に向け、これからの行政運営の指針となるものです。本構想では、「人と海と山を育み、活かし、つなぐまち」を未来展望のスローガンとして掲げ、本町の 2050 年のあるべき姿を 7 つの将来像で示しています。

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

将来像②：森、海、文化を活かした学びに取り組み、地域を担う人材が育っている

将来像③：町を挙げて、地域資源を活用した産業を創出し、価値を高めている

将来像④：移動がしやすく、化石燃料に頼らない、災害に強いまちづくりを進めている

将来像⑤：伝統・文化を大切にしながら、教育や観光に積極的に活用している

将来像⑥：美しい自然を大切にしながら最大限に活用し、様々な人が訪れている

将来像⑦：町全体を便利に、人、物、情報をつなげて集落を維持している

この 7 つの将来像実現に向けた施策を、基本計画との整合性を図りながら、関連する施策を長期的な視点に立って一体的に推進します。

9 SDGs との関係性

SDGs（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、2030 年の目標達成に向けて、国や企業、団体等が取組を進めています。

本町が目指す「ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ」とそれに基づき推進する取組は、その多くが SDGs の理念と合致していることから、基本計画の推進を通して、SDGs の目標達成に貢献していきます。

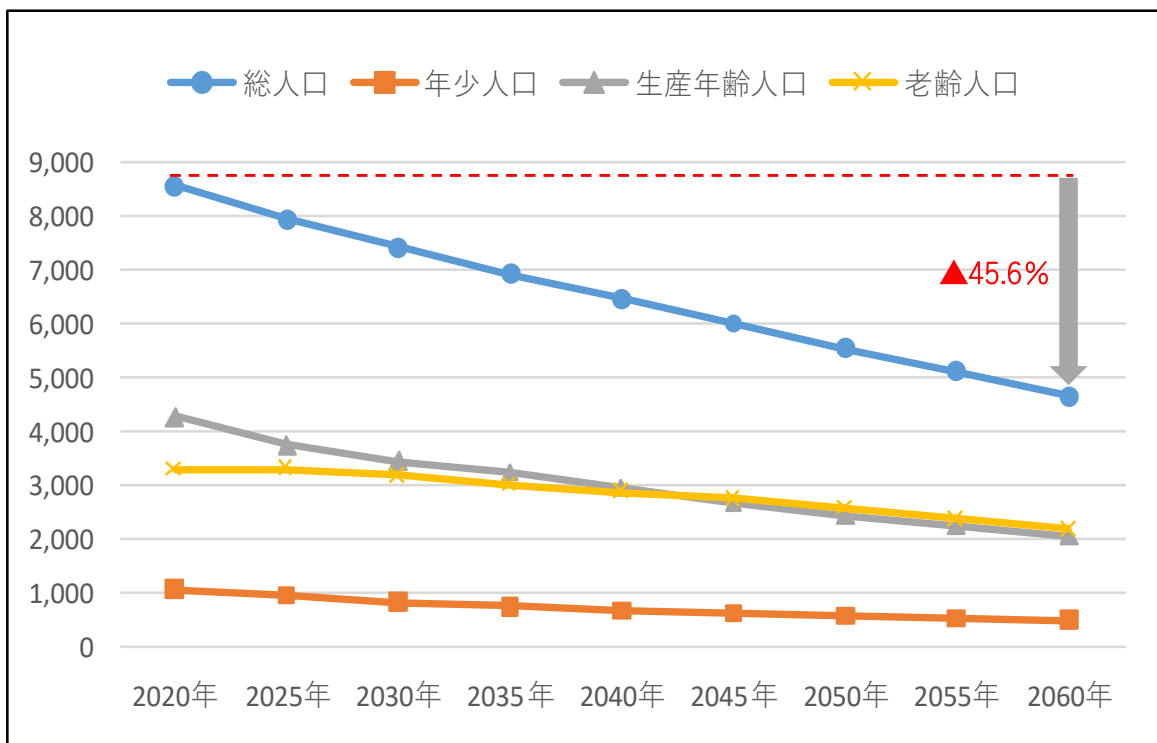
10 人口推計

本町の2020(R2)年の総人口は8,546人で、同年の年齢3区分別人口は年少人口1,043人(12.2%)、生産年齢人口4,243人(49.6%)、高齢人口3,260人(38.1%)となっています。

国立社会保障・人口問題研究所を基にした推計によると、2060年の人口は前回時の3,614人から4,650人と1,036人ほど上がっており、2020(R2)年からの人口減少率は45.6%と見込まれています。

その内訳は年少人口452人(9.7%)、生産年齢人口2,023人(43.5%)、高齢人口2,175人(46.8%)となっています。特に、高齢人口は2045年に生産年齢人口を超えるほか、生産年齢人口は2060年には2020(R2)年の47.7%まで縮小する見込みとなっています。

将来人口・年齢3区分別人口推計【瀬戸内町】(出典：国立社会保障・人口問題研究所)



	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	8,546	7,918	7,386	6,901	6,432	5,969	5,511	5,081	4,650
年少人口	1,043	926	807	716	645	593	550	507	452
生産年齢人口	4,243	3,720	3,428	3,210	2,932	2,647	2,414	2,226	2,023
高齢人口	3,260	3,272	3,151	2,975	2,855	2,729	2,547	2,348	2,175

11 人口の将来展望

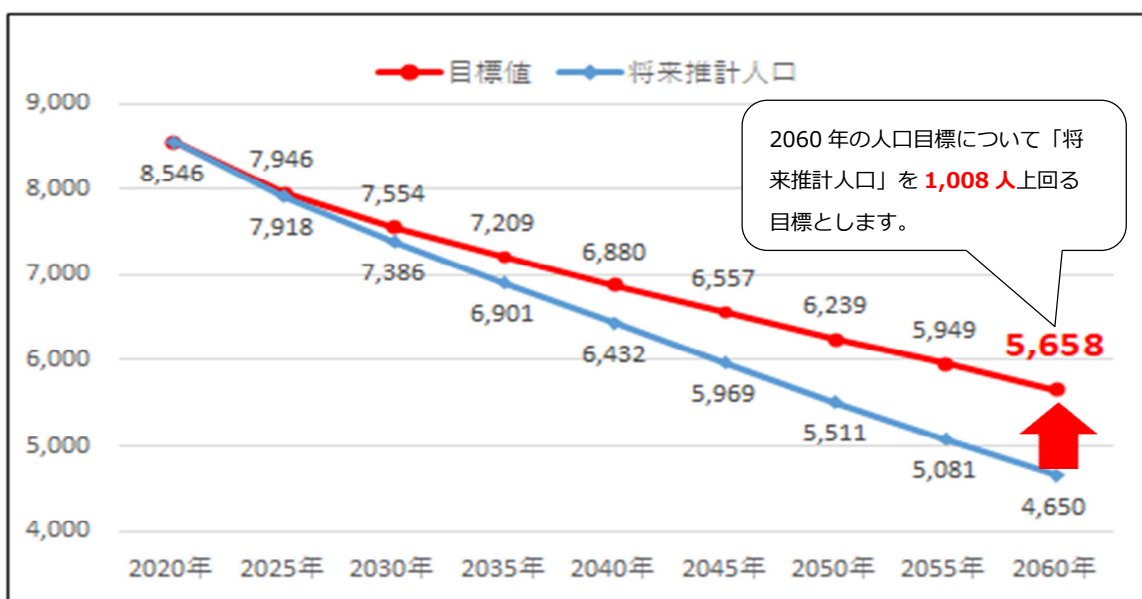
本町の目指すべき姿を踏まえ、本町が実現したい将来目標人口を下記のとおり設定します。奄美群島成長戦略ビジョン 2033（以下、「ビジョン」という）と整合性を図るため、将来目標人口の考え方は同様とします。ビジョンでは各島の社会動態をプラスに転じさせることを目標とし、各年の将来推計人口に目標数値を加えたものであり、奄美群島全体で年間 397 人の目標を掲げています。そのうち本町だと年間 28 人の目標となります。

＜現状の将来推計人口：2060 年＞
4,650 人



＜将来目標人口：2060 年＞
5,658 人

瀬戸内町における将来目標人口の設定



12 将来像

『ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ』

- 誰ひとり取り残されず、幸せで輝いて生きていける
- 夢と希望をもって力強く生きていける
- いろんなことにチャレンジできる

本町においては、急速に人口減少が進んでおり、このことにより、地域経済や暮らしなど様々な分野への多大な影響が懸念されております。また 1980（S55）年には、総人口の約 22%であった年少人口は 2020（R2）年には約 12%、そして、約 18%であった高齢人口は約 38%に推移し、少子高齢化が深刻化している状況で、本町は今、重要な時期に直面しています。

1956（S31）年に始まった本町の歴史は、先人の努力により受け継がれた豊かな自然によって育まれてきており、農業や水産業を中心とした一次産業を軸にしたまちづくりを進めてきました。豊で美しい自然は、先人たちが自然と共存し、厳しい環境の中で守ってきたものであることを忘れず、次世代へ引き継いでいく必要があります。

一方で、地域のつながりの希薄化、頻発する自然災害など、これからは新たな課題とも向き合っていく必要があります。将来的に持続可能な社会の実現に向けて、さまざまな課題を一つ一つ解決しながらこのまちを守っていかねばなりません。

今後とも、魅力あふれるまちとしての強みを持ち、それを次世代に引継いでいくためにも、「チームせとうち」として、地域の特性に応じた取組の推進や多様な関係団体等との連携・協働によるまちづくりの推進により、将来にわたって心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会、「ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あるシマ」の実現を目指します。

第2章

後期基本計画本論

保健・福祉・医療

教育・文化

生活環境

産業

地域自治・地域連携

男女共同参画（ジェンダー平等）

行財政

表の見方

基本計画では分野毎に課題を抽出し、課題解決に向けての取組を示しています。各項目の内容は、次のとおりです。

福祉 保健・福祉・医療	【分野】 本計画の基本方針を7つの分野で展開する ①保健・福祉・医療 ②教育・文化 ③生活環境 ④産業 ⑤地域自治・地域連携 ⑥男女共同参画（ジェンダー平等） ⑦行財政				
【課題】 A-1	【課題】 本計画の指針に基づいて分野ごとに課題を抽出したもの。				
【現状と必要性】 	【現状と必要性】 課題に対する現状と課題解決の必要性を示したもの。				
【KPI】 ※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。 基準値 (2018年度) 目標値・達成値 (2023年度) 目標値 (2028年度) ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	【KPI】 課題に対する達成度を表すもの。目標値は5年後の2028年とします。 ※町民意識調査の調査項目から選定。				
【SDGs】     	【SDGs】 SDGsのどのゴールに主に関連するかを示しています。				
【基本計画】 ■〇〇への支援 将来像〇：□□が育っている <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業計画</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> I 〇〇への支援 主な施策 ① △△の充実 関連する計画 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 10px;"> 令和6年度～令和10年度 </td> </tr> </tbody> </table>	事業計画	期間	I 〇〇への支援 主な施策 ① △△の充実 関連する計画	令和6年度～令和10年度	【基本計画】 課題への取組を示しています。 - 基本的な計画と主な施策 - せとうち未来展望2050 将来像達成に向けた施策 - 施策を実施する期間 - 施策に関連する個別計画
事業計画	期間				
I 〇〇への支援 主な施策 ① △△の充実 関連する計画	令和6年度～令和10年度				

【課題】

A－1 多様な人々が活躍する環境が整っていない

【現状と必要性】

（障がい者の現状）

- ・全国一律に定められた障がい福祉サービスと市町村独自に定めた障がい福祉サービスがあるが、独自の障がい福祉サービスにおける人材と財源の不足により、すべての障がい福祉サービスを提供できていない状況にある。
- ・社会の一員として障がい者の人権が尊重され、すべての町民が家庭や地域で共に安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めることが必要である。

（地域福祉活動の必要性）

- ・生活基盤となる就業機会や就労しても収入が少ないことから生活保護率も高い水準で推移している。
- ・関係機関が連携し、状況に応じた多様な”働く”を実現する必要がある。
- ・高齢者や生活困窮者のほか、町民一人ひとりが「生きがい」を感じながら、活躍できる”場”を創出する必要がある。
- ・町民参画のもとに人にやさしいまちづくりを進め、豊かな福祉社会を築いていくためには、地域のボランティア活動等に対する意識の醸成や活動基盤の充実を図ることが必要である。
- ・すべての町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、それぞれが相互扶助の原点に立ち返り、“我が事・丸ごと”として、高齢者や障がい者(児)や母子・父子家庭に対する支援、生活困窮者への総合的な支援、児童の健全な育成などに積極的に取り組む地域福祉社会を構築することが求められる。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

高齢者が自立していきいき暮らしている	32.5	⇒	50.0 38.0	⇒	57.5
障がいのある人が社会参加し、自立している	18.0	⇒	40.0 22.4	⇒	44.5

【SDGs】



【基本計画】

■多様な人々への支援

事業計画	期間
I 障がい者（児）への支援 ① 障がい者（児）福祉の充実 障がい者を対象とした特別な施策を講じるだけでなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的とした、様々な施策の推進に努める。 奄美地区地域自立支援協議会との連携 障害者自立支援医療費事業、障害者自立支援費事業 地域生活支援事業、重度心身障害者医療費補助事業 関連する計画 「瀬戸内町障害者計画」「障害児福祉計画」	令和6年度～令和10年度
II 地域福祉社会の推進 ① 我が事・丸ごと支え愛事業 しごと部会・相談支援部会・住まい部会をとおり、就業・経済・住居などの複合的課題を支援する。 ② 就労機会等の提供 北大島くらし・しごとサポートセンターを通じた就業支援を実施。また、瀬戸内町社会福祉協議会では「瀬戸内町しゃきょう無料職業紹介所」などを通じた就労支援を実施している。 「民生安定資金」貸付の実施 ③ ユニバーサルデザインの推進 高齢者や障がいを持つ人が、不便なく安全・快適に暮らすことができるような環境づくりを進めるため、公共施設や公園などで誰もが利用しやすく、わかりやすいデザインを採用する。 ④ 地域福祉活動の推進 地域における福祉活動を支える体制づくりを支援する。社会福祉協議会と連携し、身近な地域福祉ネットワークの形成を図る。 ・民生委員、児童委員 ・地域づくり推進委員 ・身体障がい者相談員 ・知的障がい者相談員	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

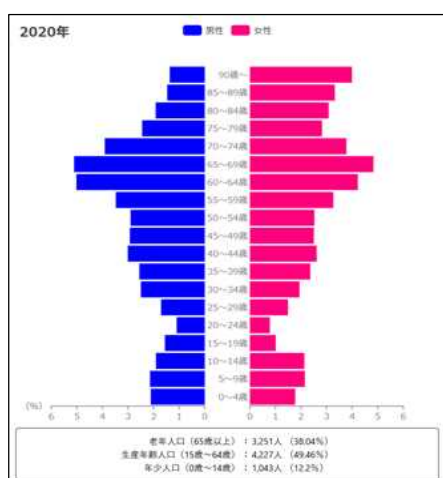
【課題】

A-2 家族での介護が難しくなっている

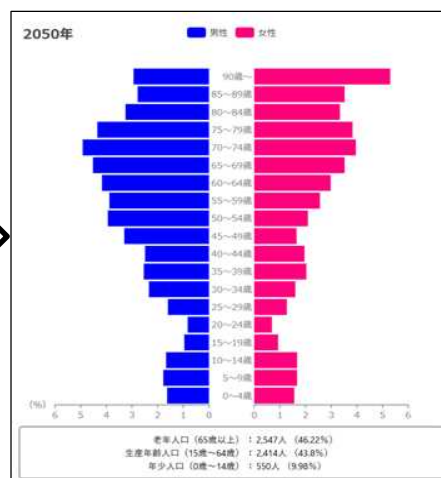
【現状と必要性】

(高齢者福祉の現状)

- ・高齢者人口は3,245人で高齢者の一人暮らしは1,602世帯と半数以上が一人暮らしとなっている。
- ・急激な少子・高齢化の進行による核家族化、高齢者世帯の増加等に伴い、家庭における介護機能の低下や、地域社会における連帯意識の希薄化が進んでいる。
※2～3人で1人の高齢者を支えていたのが、1人で1人の高齢者を支えるといった状況になることも予想される。



国勢調査 (2020年)



将来人口推計 (2050年)

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

介護が必要状態になった場合、適切な公的サービスを受けることができる

41.7

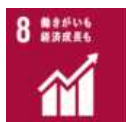
⇒

60.0
37.5

⇒

57.3

【SDGs】



【基本計画】

■医療・介護・福祉の連携による対象者への支援

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I 介護予防の推進 ① 地域包括ケアシステムの推進 高齢者が住み慣れた地域で安心して、自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現をめざす。 ② 介護予防・日常生活支援 要介護状態または要支援状態となることの予防を目的に、各種予防教室を開催する。ミニサロンや海カフェ等の多様な地域資源の活用を図り、地域における生活支援に取り組む。 II 認知症施策の推進 ① 医療・介護連携のネットワークの構築 認知症高齢者を地域で“気づき”“つなぎ”“支える”ための仕組みづくりを整える。 また、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成する。 III 地域支え合いの体制づくりの推進 ① 生活支援体制の充実 高齢者が地域で自立した生活を維持できるよう、多様な生活支援サービスの供給体制を構築し、高齢者を支える地域支え合いの体制づくりを推進する。生活支援コーディネーターの配置。 ② 社会参加の促進 各種団体と連携し、高齢者の社会参加の促進と活動機会の充実を図る。 老人クラブ活動、シルバー人材センター活動、子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
関連する計画 「瀬戸内町老人福祉計画・介護保険事業計画」	

【課題】

A-3 住民が求める医療が提供できていない
医療の維持が難しくなっている

【現状と必要性】

（医療体制の現状）

- ・市内の無医地区において、地域に暮らす住民の医療不安の軽減が必要である。
- ・広大な行政区域を抱えているなかでの医師や看護師等・医療資源の確保が困難な現状にある。
- ・人口が減少しても地域医療を提供しなければならないという公立医療機関の責任において、地域住民が納得する医療体制が必要である。

（持続可能な医療体制）

- ・医師や看護師等医療資源の確保が困難な状況である。
本町のへき地診療所は現在、鹿児島県および鹿児島大学病院との連携体制により医師を確保できておりますが、今後の社会状況の中で確実に医師を確保できる保証はない。
- ・地域医療機関相互の機能の分担・連携を推進する必要がある。
- ・医療従事者の過酷な就業状態を緩和するため、働き方の改善策を講じる必要がある。
- ・医療を確保しつつ、いかに医療体制維持にかかる経費を抑えて、持続可能な地域医療体制を確保するか検討していかなければならない。
- ・へき地診療所は、施設の老朽化が進み、維持補修に多額の費用を要する。
人口減少が進行するなかで持続可能な地域医療体制を再構築することが必要である。

【へき地診療所】昭和57年完成

耐用年数が39年のところ、令和5年現在で42年が経過

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)目標値・
達成値
(2023年度)目標値
(2028年度)

病床稼働率

55.0

⇒

80.0
12.3

⇒

-

【SDGs】



【基本計画】

■医療・介護の連携・拡充

事業計画	期間
I 地域医療体制の確保 ① 無医地区対策 西方地区・加計呂麻島・請島・与路島における巡回診療の実施 池地・与路診療所においては、看護師を1名づつ配置し、島民の安心安全を図る。 荒天時で交通機関の利用ができない場合も診療ができるよう遠隔診療システムの導入を図る。  (巡回診療車両) ② 医師の確保 鹿児島県および鹿児島大学病院との連携体制により医師の確保を図る。 ・鹿児島県地域医療構想をもとにした施策の展開 II 在宅医療・介護連携の推進 ・医療サービスと介護サービスを併せて必要とする慢性疾患の高齢者や認知症高齢者等が住み慣れた地域でできるだけ生活を継続できるように医療機関と介護サービス事業所の有機的な連携を図り多職種・多機関の連携支援体制を推進する。 (瀬戸内町在宅医療・介護連携推進協議会)	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

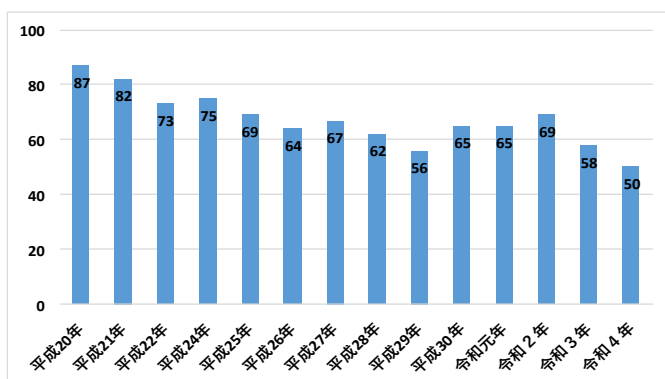
A-4 安心して子どもを産み育てる環境が整っていない

【現状と必要性】

（子どもを産み育てる環境の現状）

- ・町内に出産ができる病院等がない。
- ・妊娠・出産時に訪れる病院等への交通費・治療費の経済的負担が大きい。
- ・不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図る必要がある。
- ・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、気運の醸成が必要である。
- ・町内で妊娠・出産、子育てができる環境を整備し、子育てにやさしい地域づくりに取り組む必要がある。
- ・出生数および合計特殊出生率が減少している。

出生数の推移



合計特殊出生率の推移

平成20年～平成24年	2.06
平成25年～平成29年	1.92
平成30年～令和4年	1.82

※合計特殊出生率とは一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子供の数の平均

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

安心して子どもを産み育てる環境が整っている

27.9

⇒

45.0
27.1

⇒

50.1

次世代を担う子どもたちが健やかに成長している

49.1

⇒

65.0
62.5

⇒

76.5

【SDGs】



【基本計画】

■ 出産・子育て支援の充実

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I 安全で安心して妊娠と出産ができる環境の充実 ① 妊娠・出産の支援 不妊治療費、交通費助成等 妊娠期から出産にわたる期間を切れ目なく支援する。専門医による妊婦等検診を実施する。 本町内でも安全で安定した妊娠と出産ができる環境づくりに向け、関係機関と共に取り組む。	令和6年度～令和10年度
II 子育て支援の充実 ① 母子保健の充実 産前・産後サポート、産後ケア、新生児訪問 乳幼児健診、乳幼児医療等 ② 児童生徒の福祉の充実 出産祝い金等の支給、0歳から18歳までの医療費助成金、養育医療費の支給、予防接種等 準要保護児童・生徒扶助、一時預かり事業 ③ 幼児期における教育 幼児教育の無償化。 幼・保と小の連携。 高丘保育所、幼稚園教育等。	令和6年度～令和10年度
III 総合的な幼児教育の実現 ① 認定こども園等整備 生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児教育を重要視する。	令和6年度～令和10年度
IV 母子寡婦・父子家庭の生活支援の充実 ① 経済的支援 母子・父子家庭の経済的自立と生活の安定化を促進 ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当支給	令和6年度～令和10年度
関連する計画 「子ども・子育て支援事業計画」	

【課題】

A-5 医療・介護の地域格差がある

【現状と必要性】

（救急医療の地域格差）

- ・3つの離島があり、東西に長く平地が少ない立地に多くの集落が点在するなかで、医療機関等への受診に時間を要している。
- ・無医地区対策については、人口減少という状況下において医療を確保することが必要である。
- ・奄美ドクターヘリのランデブーポイントについては、ドクターヘリ運航の安全性と利便性及び救命率の向上を図るため、適正に維持管理していく必要がある。
- ・救急医療については、ドクターヘリの運航に伴い昼間の救急対応は整ってきているが、夜間の救急のあり方について検討する必要がある。
- ・ドクターヘリは、昼間の運航のみとなっているため、運航しない夜間や、ドクターヘリ要請対象外の救急事案については、令和元年度に整備した救急患者搬送艇「おとり」と高規格救急自動車の連携した出動で対応する必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

消防・救急体制が整っている

61.9

⇒

75.0
64.5

⇒

76.7

【SDGs】



【基本計画】

■医療・介護の地域格差の是正

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I 救急艇の整備 ① 救急患者搬送艇「おおとり」の運用 3離島のほか、本島側西方地区においても、救急患者搬送艇「おおとり」と高規格救急自動車の連携した迅速な出場体制を維持し、管理運用に努め、必要な高度救急医療資器材等の充実を図る。  (救急患者搬送艇おおとり) II ランデブーポイントの維持管理 ① ドクターヘリ離着陸場の維持管理 運航の安全性・利便性及び救命率の向上を図る。 ※ランデブーポイントとは、医師や看護師を乗せたドクターヘリが離着陸する場所  (ドクターヘリ) III 遠隔診療の実施 ① 地域間の医療格差を軽減 ICTを活用した遠隔診療システムを導入することにより地域間の医療格差を軽減する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

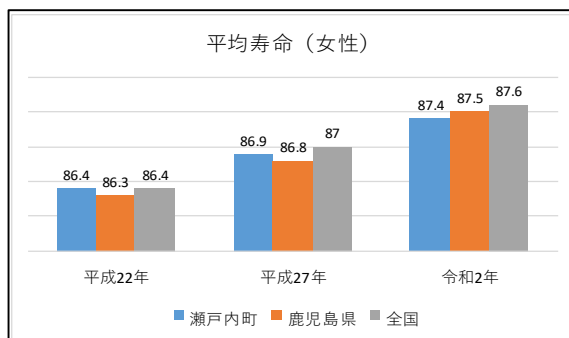
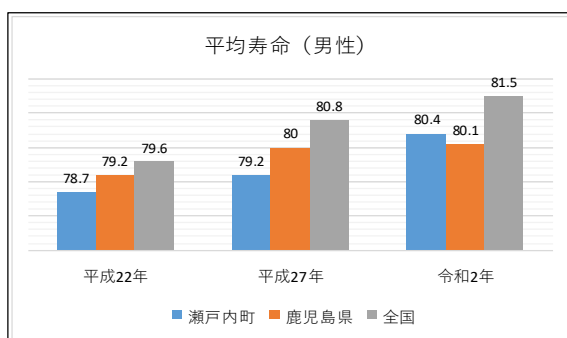
【課題】

A-6 健康づくり活動の推進

【現状と必要性】

（本町の平均寿命の推移）

- ・本町の平均寿命は経年的にみると、男女ともに徐々に高くなってきているが、男性の平均寿命は国平均より下回っており、女性は国平均とほぼ同じになっている。



（生活習慣病の状況）

- ・特定健診受診率は、36%であり（県平均42%）生活習慣からのメタボリックシンドローム該当者が、年々増えてきている。
高血圧・糖尿病が増えている。
健康管理の意識啓発を図り、個人・家庭・地域において健康づくりに取り組むことが必要である。
- ・町民の健康寿命の延伸と生活の質の向上が図れるように、一人ひとりの健康意識の向上による生活習慣の改善や、個人を支える良好な社会環境の整備などから健康づくりを推進していく必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいる

30.7

⇒

55.0
44.3

⇒

62.1

【SDGs】



【基本計画】

■健康づくり活動の推進

事業計画	期間
I 健康寿命の延伸 ① 各種検診の推進 各種がん検診（肺がん・胃がん・腹部超音波検査大腸がん・乳がん・子宮頸がん・前立腺がん） 骨粗しょう症検診，肝炎ウイルス検診 心不全リスク検診 ライフスタイルに合わせた検診スケジュールの調整（予約制がん検診，夜間・休日検診） ② 病気の発症及び重症化の予防 健康検査の結果等のデータ分析を踏まえ，また，医療機関と連携を持ちながら対象者に適した指導・助言等を行い，病気の発症や重症化の予防に取り組む。 ・糖尿病重症化予防教室，高血圧予防教室 ・CKD教室	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II ライフステージに合わせた健康づくり ① 健康づくり増進 町民の健康寿命の延伸と生活の質向上を図るため，一人ひとりが健康を意識し，生活習慣の改善を行い，健康を管理し，健康の保持・増進に努める。 ・肉体改造教室 ・特定健診受診者に対するインセンティブ「せとうちポイントカード満点券の付与」 ・子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業 ② 高齢者無料乗車・乗船券の交付 高齢者の外出機会を増やし，介護予防・健康増進を促進する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
III 地域ぐるみの支え合いづくりの推進 ① 健康なまちづくりのための環境整備 生活習慣病の予防や要介護状態の予防には個人の意識だけでなく取り巻く周囲の環境が重要。	令和6年度～令和10年度
関連する計画 「健康せとうち21」「データヘルス計画」	

【課題】

B-1 これからの時代に求められる資質・能力の育成

【現状と必要性】

(小中学校におけるICT環境の現状)

- ・ICT機器を活用した教育については、児童生徒に一人一台整備された学習タブレットの効率的な活用に向けて、ICT支援員2名体制を継続し、個別最適化された授業の継続を図り、オンライン学習を積極的に推進し、家庭学習の充実を推進していく。
- ・児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラルの育成の充実を図る。
- ・また、校務支援システム・グループウェアの導入により事務処理の簡素化・効率化が図られ、児童・生徒情報の一元管理により情報リスクを低減させると同時に多面的な情報活用を可能とし、教育の質の向上を図る。



ジュニアICTリーダー研修

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

次世代を担う子どもたちが健やかに成長している

49.1

⇒

80.0
62.5

⇒

76.5

【SDGs】



【基本計画】

■次世代に向けた教育環境の整備

将来像②：森，海，文化を活かした学びに取り組み，地域を担う人材が育っている

事業計画	期間
I ICT機器を活用した教育 ① タブレット端末の活用 漢字練習アプリや計算ドリルアプリにより，朝学習や個別学習の場面で繰り返し学習することができる。 ② 教室のICT環境整備 動画や画像をみせることで学習内容を分かりやすく説明することができる。 子どもたちが情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成すると同時に児童生徒の興味関心を高めつつ，全ての子どもにとってより分かりやすい授業を展開する。 大型提示版装置，書画カメラ，無線LAN環境 校務用パソコン，校務支援システム AIロボットの導入・AI技術の適切な活用，プログラミング ③ Googleパートナー自治体を活かした「瀬戸内モデル」の構築。 各学校での研究実践をブラッシュアップした学習者主体の授業の充実。 Google コンテンツを活用した個別最適・協働的な学びの一体的な充実。 豊かな自然・文化遺産の発信を通しての表現力の向上，郷土教育の充実。 関連する計画 「瀬戸内町教育情報化推進基本計画」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 国際理解教育 ① 外国青年招致事業 グローバル化社会を生きるために必要な資質や能力を養うことを目的にALTを活用し，英語教育を推進する。英語スピーチ大会・イングリッシュ・デイ・キャンプの実施等。	令和6年度～令和10年度
III 自然環境・景観の保全教育 ① 自然保護・環境教育の充実 せとうち出前講座への環境省職員講師派遣や世界遺産センターのインタープリテーション制度を活用しながら学ぶことによって，自然保護のこころを育むと共に「奄美大島，徳之島，沖縄北部及び西表島」世界自然遺産登録に興味を持ち，自ら考え行動できる児童生徒を育成する。 ② せとうち子ども検定試験 町内に残された貴重な自然・文化・歴史等を次代を担う子どもたちに伝える。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

B-2 子どもを育てる施設・環境

【現状と必要性】

(給食の現状)

- ・加計呂麻島への給食配送は、悪天候によるフェリーの欠航等により配送車での配送が困難な場合があり、貸切船や公用車等の代替手段にて配送をしている。
- ・請島・与路島では、自校給食を実施しているが、給食調理員の確保等、安定した学校給食の提供が課題となっている。



令和4年度 完成
 学校給食センター
 鉄筋コンクリート造
 敷地面積 3738.68㎡
 建築面積 1429.25㎡
 調理能力 1日最大1,000食

(学校施設の現状)

- ・学校施設の現況については、築後40年以上経過した校舎及び体育館等が全体の大部分を占めており、雨漏りや外壁等のコンクリートの剥離など、老朽化が進んでいる。
- 教員住宅についても、老朽化が進み、その維持改修に多くの費用を要している。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

子どもの教育について、学校・家庭・地域の連携がとれている

31.9 ⇒ 55.0 / 41.2 ⇒ 61.7

【SDGs】



【基本計画】

■教育環境の整備充実

事業計画	期間
I 給食センターの機能充実（官民連携も含む） ① 給食センターの運営 学校給食の安全供給に努める。 ② 「食育」の拠点としての活用 学校・家庭・地域と連携・協力し「食育」の情報発信に努める。 II 学校施設等の充実 ① 小中学校の校舎及び体育館、教員住宅の改修 児童生徒が安全で安心した学校生活を送れるよう、児童生徒数の推移や学校間の均衡をはかりながら改築及び大規模改修事業を実施する。 ② 教育環境の整備 児童生徒の学力の向上等に向け、必要な整備を行う。学習教材、教室環境等 III 「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒 ① 心豊かな人材の育成 子どもたちが安全で安心して活動できる居場所（活動拠点）づくりの充実を図る。 放課後子ども教室、学童保育、特別支援員等 IV 児童・生徒の減少対策 ① 児童・生徒留学制度への支援 ・にほんの里・加計呂麻留学制度 ・与路小・中学校留学里親制度 町外に住む家族等が、加計呂麻島、請島、与路島へ転入し、自然豊かな島で地域の人々との触れあいを通して、子どもたちの豊かな人間性を育む。経済的負担を軽減する。 ② スクールバスの運行 児童生徒の通学負担の軽減を図る。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

関連する計画

「瀬戸内町教育振興基本計画」

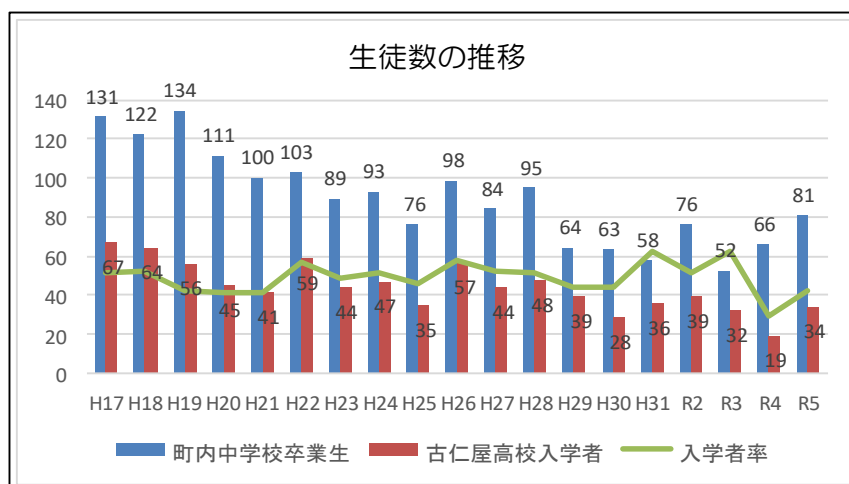
【課題】

B-3 古仁屋高等学校の活性化

【現状と必要性】

（古仁屋高等学校生徒数の推移）

- ・古仁屋高等学校への入学希望者が減少している。
- ・人口減少に伴い、町内中学生も減少している。
- ・現状の推移をたどると、生徒数は100名を切ることが予想される。
- ・生徒数が少ないと生徒が望む部活動が維持できない。



（古仁屋高等学校生徒の活動支援）

- ・古仁屋高等学校への支援（助成事業・給付型奨学金）は今後も必要である。
- ・支援（助成事業・給付型奨学金）について、早めに町内、近隣の町村へPR。
- ・今後も持続可能な地域みらい留学生の受け入れが必要。
- ・地域の伝統文化や自然環境等を学び、地域に貢献できる人材育成に支援。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

次世代を担う子どもたちが健やかに成長している

49.1

⇒

80.0
62.5

⇒

76.5

【SDGs】



【基本計画】

■古仁屋高等学校の振興対策 将来像②：森，海，文化を活かした学びに取り組み，地域を担う人材が育っている	
事業計画	期間
I 通学が困難な生徒の受入体制 ① 学生寮等の整備・運営 町外をはじめ，加計呂麻島・請島・与路島など，高校へ通学が困難な生徒を受け入れるため，学生寮の充実を図る。下宿受入先も募集する。 ② ふるさと留学補助 高校へ子どもを送り出す保護者の経済的負担軽減のため，留学に係る費用の一部を支援する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 地元中学生等の入学率向上 ① 町内中学生及び保護者に向けた説明会 町内中学校卒業生の古仁屋高等学校入学率を引き上げることを目指す。 ② 小中学校等との交流連携活動の推進 ・小中学生とのスポーツ交流 ・地域課題を考える場の設置（ワークショップ） ・青年団など地域の大人との連携 ③ 町外中学生等へ向けたPR活動 郷友会等で本町2世・3世へも入学の呼びかけを行う。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
III 古仁屋高等学校振興対策 ① 生徒の通学等に係る支援 古仁屋高等学校に通学する生徒の交通経費を軽減する。 ② スポーツ・文化活動等に係る支援 古仁屋高等学校生の健全な育成と教育の振興をとおして豊かで個性ある町づくりに資する人材育成を図る。 ③ 古仁屋高等学校地域応援団補助 古仁屋高等学校の魅力化向上に資する事業に対し支援する。 ④ キャリア教育推進に係る支援 総合的な探究の時間や授業で学んだことを発表するコンテスト等に参加する旅費の一部や郷土学習・自然学習の交通費の支援。 GIGAスクール構想に対応した学習ソフトの支援 ⑤ その他振興対策に資する支援 修学旅行費助成，各種検定試験等受験助成 ⑥ 古仁屋高等学校振興対策協議会 古仁屋高等学校の振興・発展を支援するための様々な事項について検討する。 ⑦ 地域学校協働活動の推進 地域の次世代を担う若者を育成するため「地域学校協働活動」に取り組み，古仁屋高校の活性化と次世代の人材育成による地域力強化を図る。 「文科省：学校を核とした地域力強化プラン」の活用。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

B-4 生涯学習環境の充実と伝統文化の継承

【現状と必要性】

（生涯学習の重要性）

- ・現在、本町の生涯学習の基本的な方向性としては、「生きる喜びを育む生涯学習」、「郷土の心を伝える文化活動」を力点として、きゅら島交流館、図書館郷土館、埋蔵文化財センターなどの施設において、講座・教室・講演会等、各年齢層に応じた様々な取り組みを実施している。
- ・近年の社会を取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、価値観の多様化などにより大きく変化する中、「心の豊かさ」や「生きがい」などを求めて、人々の学習に対するニーズはますます増大し、生涯学習への関心は高まりを見せている。
- ・今後の生涯学習の実施にあたっては、様々な学習機会の提供や学習の成果を生かす環境づくりなど、公民館活動や地域コミュニティ活動の充実を図り、総合的な生涯学習環境づくりを進めていく必要がある。



瀬戸内町きゅら島交流館
（平成30年3月完成）

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

	基準値 (2018年度)		目標値・ 達成値 (2023年度)		目標値 (2028年度)
伝統文化や郷土を大切にしている	64.3	⇒	75.0 66.1	⇒	78.6
生涯学習の場が充実している	29.0	⇒	50.0 34.3	⇒	55.1

【SDGs】



【基本計画】

■さまざまな分野において生涯にわたり学習できる環境づくり

将来像②：森，海，文化を活かした学びに取り組み，地域を担う人材が育っている
 将来像⑤：文化・民俗を大切にしながら，教育や観光に積極的に活用している

事業計画	期間
I 島口，伝統文化の継承・支援等 ① きゅら島交流館活動 町民が生涯学習を行える場として，シマの伝統文化等が継承されている。 子ども島口伝統芸能大会，公民館講座など	令和6年度～令和10年度
II 読書をととした生涯学習 ① 図書館活動 ブックスタート，セカンドブック等 生涯にわたり自ら学び考える人格育成のため，幼少期からの読書体験を重要視する。	令和6年度～令和10年度
III 自然体験をととした生涯学習 ① 子ども会活性化プロジェクト 奄美の自然や文化を体験できる機会を提供し，多様な友達関係や地域との交流または，学校では得られない社会学習活動を展開する。 ② せとうち生涯学習プロジェクト（仮） 地域独自の文化や民俗と自然環境とのつながりについて理解し，保全や継承，産業等への活用に向けた意識啓発や教育を推進する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
IV 総合芸術による生涯学習 ① 演劇教育の推進 「せとうちシアター塾」の開催を機に，各種講座で行っている演劇等コースの充実化を図り，演劇教育の継続化を目指す。	令和6年度～令和10年度
V 埋蔵文化財の発掘・保全の促進 ① 近代遺跡（戦跡）調査 文化財の発掘，調査・保存等に努め，文化財保護についての普及啓発活動に取り組む。 ② 国指定史跡の保存・活用 国指定史跡「奄美大島要塞跡」の保存・整備について，町民や関係機関と連携・協力し，観光振興や地域活性化に資する取組を講じる。 ③ 瀬戸内町埋蔵文化財センター調査研究事業 瀬戸内町埋蔵文化財センターを中心とした，調査研究や国内外の近代遺跡を有する自治体および研究者との情報共有・交流事業の推進によって，文化・民俗，遺跡等の価値化，観光等への活用を促進する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
VI スポーツをととした生涯学習 ① 生涯スポーツの充実 子どもから高齢者まで「町民ひとり1スポーツ」を推進し，健康増進や生涯スポーツの充実を図る。 せとうち満天クラブ，プレ・ゴールデンエイジ	令和6年度～令和10年度
VII 生涯学習における人材育成 ① 生涯学習リーダー育成 活力ある地域づくりのために自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者等を育成する。 シニア世代のチカラを地域の活力に活かす。	令和6年度～令和10年度

【課題】

B-5 気軽にスポーツを楽しめる環境

【現状と必要性】

（スポーツを楽しむ環境の現状）

- ・現在、町民の「スポーツ・レクリエーション」活動の場として、広く利用されている「清水公園」の運動施設は、陸上競技場、総合体育館、テニスコート、遊具施設等で構成されており、健康増進・生涯スポーツの拠点施設として機能している。しかしながら、当該施設においては、設置から今日まで約40年が経過し、施設の老朽化等から、町民や競技団体から施設の整備に関する要望も多く、特に、陸上競技場や総合体育館は、大規模改修等が必要な状況となっている。

このようなことから、各種施設の改修など、必要に応じて検討し、利用者のニーズに応える必要がある。



【清水公園の現状】

陸上競技場（昭和60年建設）

陸上400mトラック、野球、ソフトボール、サッカー、ラグビー等

総合体育館（平成元年建設）

バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球等

テニスコート

オムニコート6面

遊具施設

【清水公園の利用】

町民体育大会の開催、大島地区大会の開催、スポーツ少年団の利用等

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

みんなが気軽にスポーツを楽しめる
環境が整っている

27.7

⇒

45.0
28.3

⇒

44.8

【SDGs】



【基本計画】

■ 清水運動公園の整備

事業計画	期間
I 運動を楽しむための施設整備 ① 清水公園の総合的な見直しの実施 施設の老朽化が著しく、年次的に改修を行い、求められる機能の充実化を図る。また、子どもの遊び場である遊具については、すべての子ども達が多様な仲間達と平等に遊べる環境を整備する。 ② 清水公園の環境整備 「町民一人1スポーツ」を推進し、健康増進や生涯スポーツの充実を図るため、清水公園のより豊かなスポーツ環境の整備を図る。また、町民の健康維持増進、生きがいづくり、世代間の交流または、スポーツ競技者の競技力向上に資する施設として位置付ける。 	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 運動を楽しむための活動及び人材育成 ① スポーツ・レクリエーションの推進 青少年の健全育成や町民の心身ともに健やかな生活確保のため、誰もが自分の健康状態や年齢、体力に合わせてスポーツを楽しみ、世代間の交流が図れる活動に取り組むとともに、次世代の人材を育成していく。 ・スポーツ推進委員の活動促進 ・スポーツ講演会の実施 ・ニュースポーツの普及 ・スポーツ少年団の育成 ・マスゲーム講習会等への参加 ・競技スポーツの振興	令和6年度～令和10年度

【課題】

C－1 危険家屋や空き家・空き地・住宅の対策が急務

【現状と必要性】

（本町の住宅事情）

- ・これまでの公営住宅の整備は、住宅に困窮する方々の移住の安定を図る観点から住宅の量的供給が優先され、住環境の質やまちづくりに対しての配慮が、必ずしも充分ではなかった。
- ・居住者の年齢や世帯構成、所得階層に隔たりが見られ、地域交流、あるいは世代間交流という観点で考えても充分であるとはいえない。
- ・近年急速に進展する少子・高齢化社会・過疎化等に対応し、人口定着の受け皿として安価で良質な住宅の供給を進めていくことが必要である。
- ・町営住宅の約9割は耐用年限の1/2を既に超過している状況である。
長寿命化を図るべき町営住宅の状態を的確に把握し、予防保全的な観点から適切な修繕・改善の計画を定め、長寿命化のための維持管理による更新コストの削減と事業量の平準化を目指す必要がある。

（危険家屋への対策）

- ・危険家屋については、人口減少や住宅の老朽化により使用されていない住宅が年々増加傾向にある。適正な管理が行われなまま放置されている状態の空き家は、防災・防犯・環境・景観の阻害等多岐にわたり、住民の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあることからその対策が課題となっている。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

危険家屋や空き家・空き地対策が適切に行われている

9.9

⇒

30.0
15.0

⇒

33.5

住宅は足りている

26.0

⇒

45.0
10.0

⇒

30.2

【SDGs】



【基本計画】

■危険家屋・空き家・空き地，住宅への取組の体制強化

事業計画	期間
I 住宅への取組 ① 快適に暮らせる住宅の供給 給水管改修・外壁改修（長寿命化型改修） 浄化槽改修（居住性向上型改修） 近年急速に進展する少子・高齢化社会・過疎化等に対応し，人口定着の受け皿として安価で良質な住宅を供給し，誰もが安全で快適に暮らせる住宅・住環境の整備を図り，地域の活性化に繋げる。既存公営住宅ストック総合改善事業等 関連する計画 「瀬戸内町公営住宅等長寿命化計画」	令和6年度～令和10年度
② 住宅リフォーム助成 地域経済活性化対策として，住宅のリフォーム工事等を行う者に対し，助成金を交付し，町民の居住環境の向上と住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を図る。	令和6年度～令和10年度
③ 我が事丸ごと支え愛事業（住まい部会） 福祉や住宅など政策連携により，多様化・複雑化した地域生活課題解決を図る。	令和6年度～令和10年度
II 空き家対策 ① 集落等支援対策強化事業（空き家利活用事業） 集落内にある空き家を改修し，移住希望者に移住体験住宅や民泊施設を提供することにより，定住促進と集落の活性化を図る仕組みを作る。	令和6年度～令和10年度
② 空き家残存物撤去費用助成 空き家等の有効活用を図るため，「瀬戸内町空き家バンク」に登録される空き家の残存物の撤去を行う費用の助成金を交付し，集落等における居住環境の向上と受入体制の整備を図る。	令和6年度～令和10年度
III 危険家屋対策 ① 老朽危険空き屋等の対策 空き家等の適切な管理の促進や，老朽危険空き家等の除去費用の一部補助を行い，町民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進する。また，所有者等への意識啓発に努めるとともに，関係機関と連携し対策に取り組む。	令和6年度～令和10年度

【課題】

C-2 生活排水処理の整備促進

【現状と必要性】

(生活排水施設の現状)

- ・既存施設の長寿命化、維持管理費を含むライフサイクルコストの低減など、施設機能の健全化を図ることが課題となっている。
- ・生活排水については、大部分が未処理のまま公共用水域に排出されており、河川及び海域等の水質汚濁、生活環境の悪化が懸念されている。
- ・加計呂麻クリーンセンターは、平成3年建設で築34年経過しており、老朽化が進行しているため、自然環境への影響が懸念される。
- ・市街地の生活排水処理対策については、住民の理解促進（個人負担等）、効率的・経済的な整備方法、実施時期などについての慎重な検討を行う必要がある。

環境衛生施設数

(令和5年3月現在)

公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	旅館
1	15	37	8	104
火葬場	し尿処理場	ごみ焼却場	し尿浄化槽設置数	
1	3	0	2,09	

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

生活排水が適切に処理されている

26.9

⇒

45.0
29.9

⇒

48.0

【SDGs】



【基本計画】

■生活排水処理対策

将来像⑥：美しい自然を大切しながら最大限に活用している

事業計画	期間
I 自然環境への影響緩和 ① 合併浄化槽の普及促進 合併処理浄化槽の設置にかかる補助などを行い、さらなる促進を図ることで、公共用水域の水質浄化・保全に努める。 ② 汚泥再生処理施設建設 加計呂麻クリーンセンターの老朽化に伴い、本島側施設の整備後統合を検討する。 II 農村地域における資源循環の促進 ① 農業集落排水処理事業（阿木名地区） 農業用水の水質が改善され、営農雑用水及び生態系保全等の集落下水として機能している。 ② 農業集落排水処理施設機能強化事業 施設の老朽化等の状況を把握し、今後の維持管理費の節減や計画的な施設の補修・改築等を行う。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度



（農業集落排水処理施設：阿木名）

関連する計画
「生活排水基本計画」

【課題】

C-3 生活安全への対策

【現状と必要性】

（陸上交通の現状）

- ・ 少子高齢化やマイカーの普及により、バスの利用率が低下している。

区分	普通車	軽自動車	小型二輪	計	人口	人口比
平成17年	1,941.00	2,930.00	164.00	5,035.00	10,695.00	2.12
平成20年	1,607.00	3,247.00	162.00	5,016.00	10,069.00	2.01
平成29年	2,053.00	3,762.00	140.00	5,955.00	8,700.00	1.46
令和5年	1,738.00	3,900.00	160.00	5,798.00	8,320.00	1.43

※保有車両台数は、3月末現在（人口は同年4月1日現在）、軽二輪は含まない

（海上交通の現状）

- ・ 海上交通は昨今の異常気象等の影響もあるが、安全な運航に努める必要がある。

（本町の水の現状）

- ・ 本町は、高温多雨地帯に属し、雨量は多いものの、地域の大部分が急峻な山地で占められ、また河川の流路延長が短くさらに流域が狭小であるため保水量は比較的少ない。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

海上（フェリー）公共交通の安定運航に取り組んでいる

31.7 ⇒ 50.0 ⇒ 64.2

陸上（バス）公共交通の安定運行に取り組んでいる

41.8 ⇒ 60.0 ⇒ 74.5

交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活できる

71.3 ⇒ 80.0 ⇒ 84.0

【SDGs】



【基本計画】

■多機関連携による生活安全対策強化

事業計画	期 間
I 陸上交通の安全対策 ① 住民の重要な交通手段の確保 バス路線確保のため、運行方法の見直しや新たな運用形態を検討する。バス運行費補助等 ② バリアフリー化 道路や施設等の移動が円滑に行えるよう支障となる障害や精神的な障壁を取り除いていく。 ③ 安全な道路環境の整備・維持 交通の安全を確保するため、通学路や生活道路が集中している区域に事故防止対策を講じる。 ④ 交通安全に対する意識の高揚 交通事故の発生を未然に防止するため、春・秋の交通安全運動を展開し意識の高揚を図る。 II 海上交通の安全対策 ① 「フェリーかけろま」の運航 加計呂麻島民や加計呂麻島を訪れる観光客が安心して本島側と行き来出来るよう努める。 ② 「せとなみ」の新造船計画 耐用年数を経過したことから、代替船を建造し、島民の安定した生活航路の確保を図る。 加計呂麻島・請島・与路島との3点航路も検討する。 III 生活の安全対策 ① 安全で良質な水道水の供給 町民が安心した生活環境が維持できるよう、水質管理の徹底と統合整備計画を策定し、今後も引き続き施設の改修整備を推進していく。 ・瀬戸内町水道事業 ・上水道施設統合事業 ・簡易水道施設整備事業 ② 防犯対策 瀬戸内警察署を始め、各関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、防犯対策の実態に即した諸施策に努める。防犯灯の設置・維持費の補助等。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

C-4 自然災害への対策

【現状と必要性】

(防災対策の現状)

- ・古仁屋市街地の冠水においては、地形的条件により、豪雨及び台風時等において毎回のようになっている。
- ・防災行政無線設備（中継局・屋外子局）については、導入から数年が経過しており、安定した運用を確保するため、システムの長寿命化対策を行う必要がある。
- ・避難に時間がかかる高齢者や一人で避難することが困難な高齢者、身体障がい者等の災害時の要援護者に対する避難支援体制を関係機関が連携しながら地域住民と一体となって構築する必要がある。
- ・台風や豪雨等に見舞われやすく、極めて厳しい自然条件下に置かれており、豪雨の度に各地で道路の被害や土石流などの土砂災害が発生しており、大型化している自然災害に備え、水害、土砂災害、津波、高潮等のさまざまな災害への防災対策を強化していく必要がある。



(土砂災害の現場)



(豪雨による河川の氾濫)

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

消防・救急体制が整っている

61.9

⇒

75.0
64.5

⇒

76.7

【SDGs】



【基本計画】

■地域防災力の強化

将来像④：移動がしやすく、化石燃料に頼らない、災害に強いまちづくりを進めている

事業計画	期 間
I 自然災害への防災力強化 ① 急傾斜地崩壊対策 雨や地震などにより山の斜面が崩れる恐れがあるため、山裾の危険箇所を把握し対策を講じる。 ② 河川対策 町民の生命・財産を水害から守るため、維持管理体制を整える。河川愛護の啓発を図る。 ③ 砂防対策 長雨や集中豪雨などにより、一気に下流に流された土石流から民家等を守る対策を講じる。 ④ 海岸対策 海岸堤防等の老朽化対策を計画的に作成し、海岸保全施設の機能強化又は回復強化と一体的に行う。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 市街地の雨水対策強化 ① 冠水対策の強化 合併浄化槽整備との連携を図り汚水雨水対策の検討をすることで、道路だけではなく、宅地への被害も防ぐことができる。	令和6年度～令和10年度
III 医療等体制の強化 ① 災害時要援護の把握・登録 災害時に避難支援が必要とされる要援護者について把握し、防災関係部署と情報の共有をしながら連携した防災体制の構築を図っていく。福祉避難所運営マニュアルを作成する。	令和6年度～令和10年度
IV 地域での防災力強化 ① 防災情報伝達機能の強化 防災情報の伝達体制の充実・強化を図っていく。防災無線設備（中継局・屋外子局）の経年劣化に伴うシステムの長寿命化対策等 ② 防災体制の強化 防災訓練の実施等により、地域ぐるみで防災体制の強化に努める。防災マップ作成、AEDの整備・消防施設・資機材等の整備、消防団の充実強化	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
V 防災DXの推進 ① デジタル技術を活用した防災対策 上記Ⅰ～Ⅳの推進に向けて、デジタル技術を活用した防災対策を進めるとともに、地元事業者人材の育成を図る。	令和6年度～令和10年度

【課題】

C-5 自然・動植物の保全・保護、環境に対する意識の啓発

【現状と必要性】

（世界自然遺産への取組）

- ・2021年夏の「世界自然遺産登録」を受け、国や県、関係団体、関係市町村が連携・協力をして新たな課題に取り組んでいるところである。
- ・自然をめぐる現代社会の動向（世界自然遺産等）に応じた、町民意識形成と持続的行政体制の構築が今後必要である。
- ・希少種の保護、ノネコ問題、外来種対策、観光受入対策、自然環境美化、世界自然遺産に対しての地域住民の意識の高揚など課題は依然として多くある。

（自然環境保全に対する取組）

- ・ゴミのポイ捨て禁止など町民の環境美化意識の向上、自然の動植物への関心向上に向けた働きを持続的にすすめる必要がある。
- ・行政体制として、法的背景と規則・制度を理解し、自然環境及び動植物に高い知識と関心を持った職員の育成をすすめる必要がある。



（せとうち出前講座：ウケユリってどんな花？）

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

公園・緑地が確保されている

35.4

⇒

65.0
40.7

⇒

56.9

【SDGs】



【基本計画】

■世界自然遺産登録後の普及・啓発活動の実施

将来像⑥：美しい自然を大切しながら最大限に活用している

事業計画	期間
I 奄美・琉球世界自然遺産への体制 ① 世界自然遺産登録後の 世界自然遺産センター運営・職員派遣。国や県、関係団体、奄美大島5市町村と連携 ② 希少・固有の野生生物の保護 希少野生動植物保護パトロール，自然保護に対する意識啓発を図る。奄美大島自然保護協議会等 関連する計画 「奄美大島行動計画」 「奄美大島生物多様性地域戦略」 II 自然環境及び生態系の保全 ① ノヤギ被害防除対策 ノヤギの食害により，海岸線の崩落や土砂流出などの被害が発生している。また，本町の希少固有の生態系や自然環境を守る。 ② 野良ネコ対策 アマミノクロウサギや希少な動物等を捕食する野良ネコの発生源対策や生息域を減少させる目的で飼い猫の不妊手術費助成，野良ネコのTNR事業，一時収容事業を行うものである。 ③ 危険生物・外来種駆除 時として命を奪う危険性を秘めた危険生物の駆除及び固有の希少野生動物保護のため外来種の駆除を行う。 III 海洋における自然保護活動 ① 海洋環境の保全 ・サンゴ礁保全・オニヒトデ駆除・リーフチェック サンゴ礁の年次的保全状況を把握するために，統一的な手法によるモニタリングを実施する。 ・ウミガメ保護活動 ・離島漁業再生支援	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

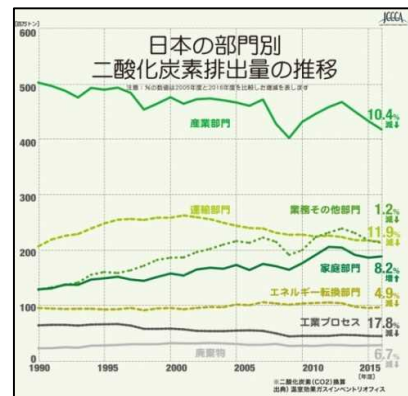
【課題】

C-6 地球温暖化対策（CO₂削減）が進んでいない

【現状と必要性】

（地球温暖化にかかる現状）

- 二酸化炭素排出量は、1990 年以降2014 年までに9.2%増加している。
- 行政機関については、2030 年度において2013 年度比51%削減の目標達成に向けた率先行動が期待されている。
- 地球温暖化対策は、国、県、本町がそれぞれの行政事務の役割、責務を踏まえ、密接に連携しながら取組を進めていくことが必要である。
- 地球温暖化による気温の上昇が、農作物や生態系へ影響を及ぼしている。また、台風や大雨などあらゆる災害が引き起こされる原因とされている。



【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

ゴミの減量化や資源化が進んでいる

35.1

⇒

55.0
32.8

⇒

53.3

地球温暖化対策が進んでいる

13.3

⇒

40.0
20.4

⇒

43.2

【SDGs】



【基本計画】

■地球温暖化対策（循環型社会：ゼロエミッション）

将来像④：移動がしやすく、化石燃料に頼らない、災害に強いまちづくりを進めている

将来像⑥：美しい自然を大切しながら最大限に活用している

事業計画	期間
I 環境に配慮した製品の利用等 ① 低公害車・低燃費車の車両購入 公用車の購入の際に低公害車・低燃費車の車両の購入を検討する。 ② 環境への負荷軽減の意識向上 本町においても国の地球温暖化対策計画と整合性を図りながら、温室効果ガスの排出量削減に努める。 ペーパーレス化の推進、節水の意識向上、照明・空調の節電、クールビズの推進等	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 再生可能エネルギーの導入推進 ① 潮流発電・風力発電の検討 かけがえのない地球環境を保全するため地球温暖化対策を推進するとともに、資源やエネルギーの消費抑制、循環的利用の徹底など環境への負担低減を図る。また、電気自動車や蓄電池等分散型非常電源等の導入によって、災害に強いインフラ整備にも寄与する。	令和6年度～令和10年度
関連する計画 「瀬戸内町地球温暖化対策実行計画」	
III 3R運動の促進 ① 町内におけるごみ処理 資源ゴミ・粗大ゴミ処理の円滑化を図る。 廃棄物の発生抑制・再資源化に努めるとともに、循環型社会構築へ向けて取り組む。 マテリアルリサイクル推進施設等 ② 大島地区衛生組合との広域連携 「不燃ごみ」の減量化を図りつつ、最終処分場の状況を見極めながら大島地区衛生組合の広域処理について検討する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
関連する計画 「循環型社会形成推進地域計画」	

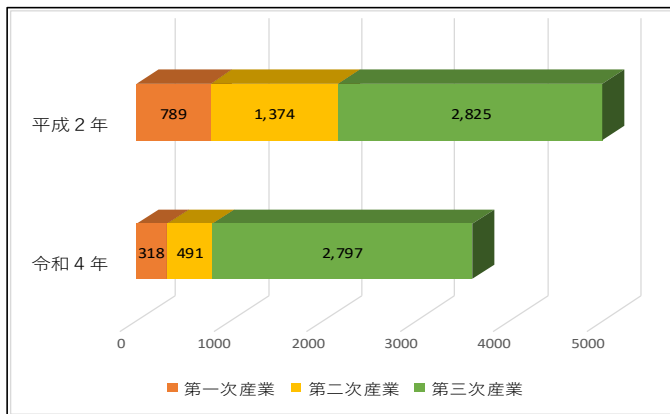
【課題】

D-1 働きたい仕事がない

【現状と必要性】

（雇用の現状）

- ・求人倍率（ハローワーク名瀬）は依然高い水準を推移している。
※1.02（平成31年4月）→1.11（令和5年4月）
- ・雇用の場は増加傾向にあるが、就業率は横ばいであるため、働き手の総数は人口減少と比例して、減ってきている。
- ・第一次・二次産業が急激に減少し、第三次産業（医療・福祉関係）に就く人の割合が増加している。



（働く環境の整備）

- ・加計呂麻島、請島、与路島で暮らしていても働くことができるよう、情報格差を是正する必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

瀬戸内町には仕事がある

11.0

⇒

25.0
18.0

⇒

35.5

今の仕事に満足している

34.0

⇒

50.0
28.8

⇒

46.5

【SDGs】



【基本計画】

■新たな産業の誘致・起業支援

将来像③：町を挙げて、地域資源を活用した産業を創出し、価値を高めている

将来像④：移動がしやすく、化石燃料に頼らない、災害に強いまちづくりを進めている

将来像⑥：美しい自然を大切しながら最大限に活用している

期 間	事業計画																																			
令和6年度～令和10年度	I 新たな産業の創出・雇用促進 ① 企業誘致の推進 本町の企業誘致・支援策を町内外へ幅広く周知を図るとともに、企業へ提供できる施設や土地等の把握にも努める。 ② 起業家支援補助 地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内で新たに起業する者に対し、支援する。 ③ ドローン活用によるスマートタウン推進事業 本町でかかえる様々な地域課題に対し、ドローンを活用することで解決に寄与していくとともに、新たな産業として雇用の場の創出を図る。 ④ 地域活性化起業人制度 企業で培われた人脈やノウハウを活かし、本町の地域活性化に資する人材を登用する。 ⑤ 新たな産業の創出と事業承継 脱炭素社会への移行や、新技術導入に伴う設備やインフラ整備など、社会の変化に伴う地元企業を活性化するための支援を行う。 ⑥ 産官学連携等による交流人口、関係人口の増大 自然環境・文化・民俗の研究や産業の開発拠点等の誘致・整備を推進する。																																			
令和6年度～令和10年度	II 仕事環境の整備・提供 ① コワーキングスペース等の提供 都市圏の企業等が本町でも仕事が行えるよう、ネット環境及び会議スペースを提供する。 ② 閉校・休校活用 将来にわたって持続可能な集落づくりを目指すことを目的に、本町内にある閉校した旧小中学校を活用する取組を、地域住民と一体となって推進する。																																			
	(令和5年5月時点での利用状況)																																			
	<table><tr><td rowspan="9">閉校</td><td>西古見小中</td><td>⇒</td><td>キャンプ場</td></tr><tr><td>嘉徳小</td><td>⇒</td><td>美術品の展示</td></tr><tr><td>古志小</td><td>⇒</td><td>-</td></tr><tr><td>管鈍小中</td><td>⇒</td><td>-</td></tr><tr><td>押角小中</td><td>⇒</td><td>-</td></tr><tr><td>節子小中</td><td>⇒</td><td>農業体験</td></tr><tr><td>須子茂小</td><td>⇒</td><td>活用を検討中</td></tr><tr><td>久慈小中</td><td>⇒</td><td>農泊事業</td></tr><tr><td>俵小中</td><td>⇒</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">休校</td><td>薩川中</td><td>⇒</td><td>-</td></tr><tr><td>秋徳小中</td><td>⇒</td><td>-</td></tr></table>	閉校	西古見小中	⇒	キャンプ場	嘉徳小	⇒	美術品の展示	古志小	⇒	-	管鈍小中	⇒	-	押角小中	⇒	-	節子小中	⇒	農業体験	須子茂小	⇒	活用を検討中	久慈小中	⇒	農泊事業	俵小中	⇒	-	休校	薩川中	⇒	-	秋徳小中	⇒	-
閉校	西古見小中		⇒	キャンプ場																																
	嘉徳小		⇒	美術品の展示																																
	古志小		⇒	-																																
	管鈍小中		⇒	-																																
	押角小中		⇒	-																																
	節子小中		⇒	農業体験																																
	須子茂小		⇒	活用を検討中																																
	久慈小中		⇒	農泊事業																																
	俵小中	⇒	-																																	
休校	薩川中	⇒	-																																	
	秋徳小中	⇒	-																																	

【課題】

D-2 農林水産業の活性化

【現状と必要性】

（農業の現状）

- ・農業を取り巻く環境は、農業資材の高騰、担い手不足と農業従事者の高齢化、農地所有者の不在問題など極めて厳しい状況にある。
- ・後継者の育成及び需要の動向を見極めながら、地域振興の活性化に貢献できる作物としての定着を図っていく必要がある。

（林業の現状）

- ・木材価格及び需要の低迷・労働力の減少・高齢化等による林業採算性の悪化により、林業施業への意欲が減退している。
- ・特殊病害虫の発生や台風や豪雨、干ばつなどによる自然災害など極めて厳しい状況にある。

（水産業の現状）

- ・資源の減少や消費の低迷などにより、特に漁船漁業においては、水揚げが落ち込んでいる。
- ・近年の燃油価格高騰による出漁経費の増大に加え、島外消費に依存せざるを得ない当地区の漁業生産者にとっては、出荷コストの増大も伴い、経営は大変厳しい状況にある。

（畜産業の現状）

- ・担い手の高齢化と後継者の不足、購入飼料の高騰のため、子牛、豚の生産頭数において、ともに年々減少傾向にある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

産業（農林水産業）の活性化に取り組んでいる

-

⇒

-
26.9

⇒

48.0

【SDGs】



【基本計画】

■農林水産業の振興（生産量の拡大，人材育成・後継者確保，振興対策）
将来像③：町を挙げて，地域資源を活用した産業を創出し，価値を高めている

事業計画	期間
I 農業の振興 ① 生産量の拡大 「奄美・せとうち地域公社」でさとうきびの生産拡大，雇用の創出を図る。また，いっちゃん市場等での地場産農産物販売向上を図る。 ② 人材育成・後継者確保 営農支援センターで新規就農者や就農希望者に基礎知識・栽培技術の習得を促す。また，瀬戸内町ふるさとUターン就農支援資金事業を活用して中高年層の就農についても支援を行う。 ③ 農業の振興に必要な対策 農林水産物輸送コスト支援，特殊病害虫対策等 II 林業の振興 ① 林業の振興に必要な対策 市町村森林整備計画による計画的な森林造成各種事業等を適切に実施することにより，健全な森林の整備に努める。 III 水産業の振興 ① 人材育成・後継者確保 新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリース料を支援する。 ② 水産業の振興に必要な対策 鹿児島や沖縄への出荷コスト補助を行い，安定した漁業経営を支援する。 魚価の向上と漁業コストの削減に向けた取組を実施し，漁業所得の向上を実現させ，漁村地域の振興発展のための施策を展開する。 特別水産業対策基金で借入する漁業者へ，利子補給を行い，安定した漁業経営を支援する。 ③ ブルーカーボン 水産資源の保全・回復やCO₂削減を目的としたブルーカーボン(藻場造成事業)を支援する。 IV 畜産業の振興 ① 生産量の拡大 飼養頭数の維持・経営基盤の強化を図る。 自給飼料の生産拡大・収量が見込める品種の推進。 V 農林水産業のDX推進 ① デジタル技術等活用による生産性の高い農業経営 消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業を実現するとともに，自然資源の保全や安全性の向上を図る。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

D-3 商店街の活性化

【現状と必要性】

(商店街の現状)

- ・生産年齢人口の減少による働き手の減少や消費者人口の減少による消費の縮小など、経済活動の減速をはじめ社会や地域などへ深刻な影響を及ぼしている。
- ・商工業者が高齢化等の理由により廃業が多く、後継者確保も厳しい現状がある。また、店舗を利用したいという借手がいたとしても地主との交渉が進まず、実現に至らないことも多い。
- ・豊富な品揃えや広い駐車場が設置されているなど、買い物の効率性・利便性の高さから町外の大型店舗やインターネットを活用したネット販売等への消費の流失が大きくなっている。

地元購買率の推移			単位：（％）	
地元購買率（％）				
H12	H15	H21	H24	H27
57.7	55.5	61.7	35.2	48.3
（出典）鹿児島県消費者購買動向調査報告書				
※鹿児島県消費者購買動向調査報告書はH27で終了				

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

市街地の活性化が進められている

18.0

⇒

40.0
15.3

⇒

34.0

産業（商店街）の活性化に取り組んでいる

-

⇒

-
15.0

⇒

33.4

【SDGs】



【基本計画】

■商店街の活性化

事業計画	期間
I 町民の域内消費喚起の促進 ① プレミアム商品券の発行 地元消費拡大、地域全体の経済活性化を図るため商工会が行う商品券発行事業への補助を行う。また、町内外からの買い物客の誘致・増加促進を図るために、地域振興商品券の発行を検討する。 （地域振興券の詳細については、創意工夫し、買い物客の誘致・増加促進が図れるものとする） II 空き店舗の利活用 ① 空き店舗利用の実現 店舗を引き継ぐための後継者対策を図るとともに、店舗を借りる際には、店舗所有者と借手の交渉など、行政と商工会等も一体となって取り組む。 III 活気ある商店街の推進 ① 商工祭り等の実施 「買い物の場」としてだけでなく「地域コミュニティの担い手」としての商店街の役割を確立させる。 ② 物産展等への出店 尼崎物産展等へ出店し、特産品の販路拡大を図る。 ③ キャッシュレスへの対応（商工会と連携） クレジットカード、電子マネー利用に対応する。 IV 設備投資等への支援 ① 商工業制度資金利子補給事業 店舗改装または機械設備投資や、事業を行うための運転資金として借り入れた金額に対し、補助を行う。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
関連する計画 「瀬戸内町導入促進基本計画」	

【課題】

D-4 観光業を活用した産業の活性化

【現状と必要性】

(本町の観光事情)

- ・2014年7月の奄美ー成田空港間、2017年3月の奄美ー関西空港間のLCC就航による大都市からの輸送力拡大に伴い、奄美大島への入込客は右肩上がりで増加していたが、コロナ禍によりここ数年は以前と比べて減少した。しかし今後においては、2021年夏の世界自然遺産登録をきっかけに増加する見込みであるため、外来種対策や希少種の保護、普及啓発といった自然保護への取組と奄美大島1市2町2村の観光各団体・組織で構成される一般社団法人あまみ大島観光物産連盟が一つの「島」として観光ワンストップサービスを実現するためのDMO構築に取り組んでおり、瀬戸内町においては、こうした奄美大島全体の取組と連動性を持たせた観光振興を進めていく必要がある。
- ・観光客増加傾向の社会動向に応じた、文化財（自然・文化・歴史）の調査、保全、整備、情報発信が必要である。
- ・島の自然・伝統文化・歴史をめぐっては、近年、奄美大島のテレビ等メディア露出増加とともに観光客が増加傾向にあるなかで、鹿児島でも沖縄でもない「奄美」を求める需要が高まってきている。

(観光をあらゆる産業へ波及させる必要性)

- ・観光関連産業の発展が期待される中、地域資源（観光資源、クロマグロ、農林水産加工品）を有効活用し、魅力的な特産品開発及び観光開発により地域振興を図る必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

産業（観光）の活性化に取り組んでいる

-

⇒

-
26.8

⇒

46.0

【SDGs】



【基本計画】

■観光をあらゆる産業へ波及させるための仕組みづくり

将来像②：森、海、文化を活かした学びに取り組み、地域を担う人材が育っている

将来像③：町を挙げて、地域資源を活用した産業を創出し、価値を高めている

将来像④：文化・民俗を大切にしながら、教育や観光に積極的に活用している

事業計画	期間
I 商工業（飲食サービス・宿泊所）と観光 ① 体験型・滞在型観光メニューの造成 奄美せとうち観光協会などと連携し、独特な観光資源を生かし、体験型・滞在型観光メニューの作成や受入れ体制の充実を図る。観光アプリ等	令和6年度～令和10年度
II 世界自然遺産と観光 ① 世界自然遺産奄美トレイル 持続可能な観光を確立するために、地域の環境や自然、歴史、文化を守りながら本物の自然体験などを提供する。 ② 琉球弧の島々との連携 琉球諸島や屋久島と連携し、世界自然遺産を巡る観光ルートの構築を検討する。	令和6年度～令和10年度
III 農林水産業と観光 ① ブルーツーリズムの推進（観光漁業の活用） ブルーツーリズムの推進を軸とした観光漁業の発掘を目指す。 ② 各集落（シマ）や離島での農泊の推進 空き家、休耕地などを活用し、瀬戸内町ならではのシマでの生活を観光商品化し、瀬戸内町ならではの体験価値を創出する。	令和6年度～令和10年度
IV 文化と観光 ① 戦争遺跡等 大島海峡沿いに多くある戦争遺跡等や白糖工場跡地などを広く認知してもらう取組を講じる。観光振興や地域活性化に資する資源として、国指定史跡「奄美大島要塞跡」の活用を図る。 ② 大島紬 幾多の行程を経て完成する大島紬の織工などを広く認知してもらう取組を講じる。	令和6年度～令和10年度
V スポーツ・イベントと観光 ① 祭り・イベント等の充実 世界に誇れるイベントである奄美シーカヤックマラソンin加計呂麻島大会をはじめ、加計呂麻島ハーフマラソンやみなの祭りなど、より魅力あるイベントとなるよう創意工夫を図る。	令和6年度～令和10年度
VI 観光DXの推進 ① デジタル技術の普及促進と活用 マーケティングデータの取得や人材不足への対応、電子決済などのサービス品質の向上、デジタルマーケティング強化による瀬戸内町の観光事業者の「稼ぐ力」を向上し、町民の所得向上を目指す。	令和6年度～令和10年度
VII 観光による地域経済の活性化 ① 観光地域づくりの推進 地域DMO等によるエリアマネジメント/マーケティングの強化、ゾーニング、施設整備、情報通信・交通等のインフラ整備、安定財源確保に向けた宿泊税や環境保全税等（法定外目的税の活用）の導入によって、稼ぐ力の最大化を目指す。	令和6年度～令和10年度

【課題】

D-5 観光客増加の対策

【現状と必要性】

（観光客の推移）

- ・奄美大島における入込客は、平成26年度（2014年度）から導入された航路航空路運賃低減化事業やLCC（格安航空）の参入により年々増加傾向であったが、ここ数年がコロナ禍により以前に比べて減少した。
- ・今後は、2021年に登録された奄美琉球世界自然遺産に伴う外国人観光客の増加が見込まれるため、対策が必要である。

入込客数の推移

（単位：人）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	R4-H30
奄美大島	529,587	530,349	310,898	329,978	414,798	▲ 114,789
瀬戸内町	137,490	150,081	92,611	89,365	113,451	▲ 24,039
加計呂麻島	47,971	46,736	38,832	38,474	40,157	▲ 7,814
請島・与路島	1,189	1,089	971	937	950	▲ 239

※（出典）奄美群島観光の動向

（観光客の受入体制）

- ・カード決済や電子マネーを導入する店舗をさらに増やす。
- ・観光客の過剰な増加による環境負荷も危惧されることから、交通とガイドを連携させた案内方法の確立など適正なルールを構築し、持続可能な環境や文化を活かした観光メニューを構築する必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)目標値・
達成値
(2023年度)目標値
(2028年度)

産業（観光）の活性化に取り組んでいる

-

⇒

-
26.8

⇒

46.0

【SDGs】



【基本計画】

■持続可能な世界基準の観光地づくり

将来像③：町を挙げて、地域資源を活用した産業を創出し、価値を高めている

将来像⑤：文化・民俗を大切にしながら，教育や観光に積極的に活用している

事業計画	期間
I 観光客の受け入れ体制の充実 ① 奄美せとうち観光協会との連携 世界自然遺産登録を契機とした観光客の増加に対応するため、持続可能な観光・環境負荷軽減を目的とした受入体制を構築する。 瀬戸内町島案内人協会等 ② オーバーツーリズム対策 ゴミ処理、自然への負荷増大、迷惑行為など地域への悪影響に対する事前措置を講ずる。 ③ 来訪者のための施設有効利用 空き家、空き店舗の有効活用による、宿泊・飲食等をはじめとした観光施設（観光関連事業）の整備及びUターン者の住居確保を図る。 関連する計画 「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 観光施設等の充実 ① E-Bikeレンタサイクル事業 環境にやさしい新たな旅行ツールとして位置づけ、利用者増及び地域での展開につなげていく。 ② 加計呂麻島展示・体験交流館 リニューアルされた加計呂麻島展示・体験交流館を拠点に、世界に加計呂麻島の魅力を発信する。 ③ 観光拠点施設整備・管理 トイレ・シャワー施設改修等、観光案内版、駐車場等の整備。魅力ある観光地づくり事業等 ④ 観光資源の保全と活用 豊かな自然環境及び貴重な歴史・文化を保全するとともに観光資源として活用を図る。 サンゴの石垣、デイゴ並木、ホノホシ海岸等	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
III インバウンド（訪日旅行）対応 ① クルーズ船の誘致 地域での受け入れ体制強化を図りつつ、地域経済の発展につなげる。 ② 観光情報誌（パンフレット等）の作成 多言語対応、観光客受け入れを促進する。 関連する計画 「瀬戸内町観光振興計画」 「奄美群島持続的観光マスタープラン」 「奄美大島DMO組織構築基本計画」 「奄美群島観光マスタープラン」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

E-1 悩みや困り事を相談できない

【現状と必要性】

（悩みや困り事の相談環境）

- ・個人や世帯が抱える多様で複雑化した困りごとや地域が抱える課題を自らのこと（「我が事」）として捉え、包括的に「丸ごと」受け止める相談支援体制を整える必要がある。
- ・少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、町民の抱える福祉ニーズは多様化、複雑化してきている。
- ・全国的にみても単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、三世帯世帯が減少している。

（地域での相談環境）

- ・地域住民が「我が事」として課題解決にあたる地域力の強化を図ると共に、医療・介護・福祉関係機関のみならず、分野を超えた関係機関が連携することで、町全体で相談支援に取り組む包括的な仕組みづくりが必要である。
- ・誰にとっても居場所と出番のある、繋がり合い、支え合う、心豊かな「地域共生社会」の実現を目指す必要がある。
- ・地域における「困りごと解決力（地域課題解決力）」を強化する必要がある。縦割りを打破した多分野・多機関の連携を確立していく事が求められている。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

地域（近所）において、自身や家族の悩み事などを真剣に相談できる

29.4

⇒

45.0

⇒

55.0

町民が地域で互いに支えあっている

-

⇒

-

⇒

65.9

【SDGs】



【基本計画】

■相談できる環境づくり

事業計画	期間
I 地域共生社会の実現 ① 我が事・丸ごと支え愛事業（再掲） 地域社会の中で、子どもから高齢者まで、全世代にわたりそれぞれが生き生きと輝き、「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」と思える、個性と魅力あふれるシマの実現に向けて”チームせとうち”で取り組む。  ※チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛宣言（2018年2月） ② 島の保健室事業 「我が事・丸ごと支え愛のまち」づくりの取組において、出張相談所を開設し、加計呂麻地域住民の相談支援に取り組み、安心の地域づくりに努める。 ③ 地域包括化推進員の配置 西方地区など他の地域において、キーパーソンとの連携強化により、地域力強化に努めるため地域包括化推進員の配置を検討する。 II 地域力の強化 ① 地域おこし協力隊の配置 都市圏などから本町に移住してきて、集落の維持活性化に係る活動、地域行事に係る支援などを行いながら定住・定着を図る。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

E-2 集落の文化・催事・防災機能の維持が難しい

【現状と必要性】

(集落の現状)

- ・高齢化、過疎化という現実の中で、これまでと同様にシマの慣習・文化・コミュニティを確保することは困難である。
- ・「田舎暮らし」や「グローバル化」等の社会現象が顕著化している。
- ・人口減少、コミュニティの縮小という流れは続いているものの、Uターン者や観光客などの入込みが目立つようになり、新たな活気が生まれつつある。
- ・元々の住民、Uターン者、シマを離れた出身者それぞれが幸せに暮らしている政策を展開する必要がある。

(集落の防災機能)

- ・地域防災の要である消防団については、高齢化社会による若年層の入団者の減少は喫緊の課題となっている。

瀬戸内町の高齢化率

	瀬戸内町全体	加計呂麻島	請島	与路島
平成30年4月	36.7%	52.4%	64.0%	54.3%
令和6年4月	40.7%	56.9%	71.3%	43.7%

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

地域活動・行事が活発である	45.4	⇒	60.0 44.0	⇒	61.2
町民が地域で互いに支え合って暮らしている	43.2	⇒	60.0 49.0	⇒	65.9

【SDGs】



【基本計画】

■ 集落の活性化

将来像⑤：文化・民俗を大切にしながら，教育や観光に積極的に活用している

事業計画	期間
I コミュニティ活動の推進 ① 集落及び各種コミュニティ活動団体への支援 集落内環境整備や集落内の自然環境を保護するための美化作業，文化芸能遺産等保存伝承整備女性連絡協議団体，青年団活動，文化協会等の組織を推進する。コミュニティ職員の配置 ② 集落等支援対策強化事業（住民参加事業） 地域の課題解決や活性化を図るため，集落や団体，NPO等が主体となり実施する活動を支援する。 （例）集落の美化作業，文化芸能遺産等保存伝承，地域産業活性化支援等 また，地域独自の文化資源を観光に活用し，保存継承や産業の活性化等に役立てる。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II コミュニティの再編（交流人口・関係人口） ① 移住体験事業 本町に移住等を希望する者に，本町での生活体験ができる移住体験住宅を貸与することにより，移住・定住の促進を図る。 嘉鉄・押角集落に整備している。 ② Uターン者資格取得費助成 本町出身者で進学・就職等のために町外で居住していた者が定住の意思を持って本町に転入した際に就職・開業等に必要となる資格取得に係る経費の一部を助成する。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
III 集落における消防機能の強化 ① 消防水利施設の整備 火災時における，消火困難地域への施設整備簡易消火栓等 ② 集落における消防団の充実強化 複数の地区がひとつの分団，複数の団員で管轄する地区方面隊体制とし，防火防災体制の強化と共助体制の充実を図ったところであるが，今後も新入団員の募集活動を継続促進し，また訓練・研修等を重ね，消防団の充実強化を図る。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

E-3 自衛隊等との連携強化

【現状と必要性】

（本町の自衛隊の状況）

- ・昭和37年（1962年）に自衛隊の佐世保地方隊・奄美基地分遣隊が開設以来、本務に加えて自然災害時の救助・救援等、行政と連携して尽力いただいているところである。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことが必要である。
- ・消防・防災対策については、近年、複雑多様化する各種災害に対応するため、地域の防災力強化や総合的な防災対策、消防・救急体制の充実、情報伝達体制の整備などを推進する必要がある。



（災害時の対応）

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

町民が地域で互いに支え合って暮らしている	43.2	⇒	60.0 49.0	⇒	65.9
----------------------	------	---	--------------	---	------

【SDGs】



【基本計画】

■ 共存共栄のまちづくり

事業計画	期間
I 自衛隊等との連携 ① 防災体制の強化 総合防災訓練など関係機関と合同訓練の実施 自衛隊との連携強化については、部隊が配備され、防衛体制の強化や災害救助支援など、平時からの防災体制の確立と災害時における連携強化に努める。 ② 災害時の連携強化 災害救助支援にかかる応援協定の締結 大規模災害発生時に迅速な応急活動等により、住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害復旧活動に資することを目的に協定の締結に努める。 II 自衛隊等との交流 ① イベント交流 自衛隊市中パレードや各種イベントなどを通じて自衛隊と身近に触れ合い、自衛隊活動の理解を深める。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度



(自衛隊市中パレード)

【課題】

E-4 他地域とのさらなる連携

【現状と必要性】

（他地域・団体との連携）

- ・地域の過疎化が進行し、人材や財源が減少していくことで、地域で抱える課題の解決が進まない。
- ・一つの町だけでは解決出来ない大きな課題も他地域・団体等と連携し、取組むことで、課題解決や未来創造につながり、共に有益となる事業が展開できると考える。

【広域連携の事例】

○奄美群島広域事務組合との連携

奄美群島12市町村と連携し、奄美群島成長戦略ビジョン実現を図る。

奄美群島振興交付金の活用

○大島本島南部振興協議会との連携

大和村・宇検村とともに、大島南部の振興発展を図る。

○姉妹都市である南相馬市との教育・文化交流

○奄美・やんばる広域圏交流

（世界の一員としての意識）

- ・本町も国連サミットで全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）で掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していく。



【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

周辺市町村との連携が進んでいる

15.1

⇒

45.0
20.8

⇒

47.0

【SDGs】



【基本計画】

■グローバルな連携の構築

将来像②：森，海，文化を活かした学びに取り組み，地域を担う人材が育っている

事業計画	期間
I 郷友会とのさらなる連携 ① 各郷友会との連携 瀬戸内町出身者で組織する郷友会との連携強化及び，本町出身者，二世，三世との繋がりを深めていき，幅広い政策で郷友会との「チームせとうち」を推進する。	令和6年度～令和10年度
II 大学等との地域包括連携 ① 地域包括連携協定の締結 これまで地域包括連携協定を締結した各団体とさらなる連携を深めていくこと及び新たに本町の課題解決や未来創造を推進する団体と共に有益な事業の展開を目指す。 ② 産官学連携による研究拠点誘致 様々な地域課題の解決に向けて，大学や企業等と連携し，瀬戸内町をフィールドとした共同研究や商品開発に向けた研究拠点化を図る。 また，地域の生徒たちが先端研究や先端技術に触れ，瀬戸内町ならではの学びの機会を創出する。	令和6年度～令和10年度
III ふるさと納税（企業版ふるさと納税）の取組 ① ふるさと納税のPR活動 ふるさと納税のメニューの拡充を図ることで，本町を応援したいと思う方をさらに増やしていく。	令和6年度～令和10年度
IV 世界の国や地域との連携 ① SDGsに基づく貢献 SDGsを基に世界のあらゆる地域・団体と共に課題解決や地域振興を推進する。	令和6年度～令和10年度



（SDGsカラーに彩られた国連本部ビル）

男女共同参画（ジェンダー平等）

【課題】

F－1 性別による固定的な役割分担意識が強く根付いている

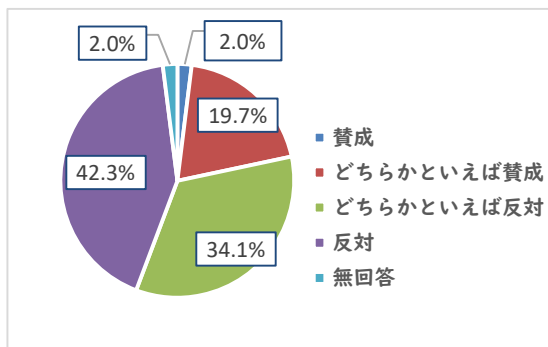
【現状と必要性】

（固定的な役割分担意識の現状）

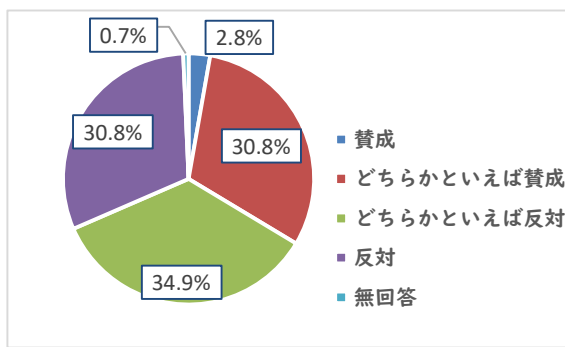
- 男女共同参画社会を実現するためには、社会的に男女平等の意識が浸透し、性別にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重することが重要である。

【町民意識調査-問4-】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
女性の意見



男性の意見



【町民意識調査-問1-】

男女が社会のあらゆる分野(家庭生活・職場・学校教育・政治の場・法律や制度・社会通念、慣習、しきたり・自治会やPTA)及び町全体で見た場合に、男女の地位は平等になっていると思うかについて

- 家庭生活 = 男性優遇 57.3% 女性優遇 5.4%
- 職場 = 男性優遇 54.4% 女性優遇 4.6%
- 政治の場 = 男性優遇 75.9% 女性優遇 1.6%
- 法律や制度 = 男性優遇 48.1% 女性優遇 7.6%
- 社会通念・慣習・しきたり = 男性優遇 69.0% 女性優遇 2.8%
- 自治会やPTAなどの地域活動の場 = 男性優遇 38.7% 女性優遇 8.2%
- 町全体で見た場合 = 男性優遇 60.6% 女性優遇 2.1%

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)目標値・
達成値
(2023年度)目標値
(2028年度)

あらゆる場面で男女の地位は平等だと思いますか

37.3

⇒

60.0
29.9

⇒

48.9

【SDGs】



【基本計画】

■ 固定的な役割分担意識の解消（アンコンシャス・バイアス）

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I ジェンダー平等意識の浸透 ① 子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進 教育・保育関係者の男女共同参画に関する正しい理解の促進。 ジェンダー平等の視点を立てた学校・幼稚園・保育所の運営と教育活動。 子ども達がジェンダー平等を学ぶ機会の提供。 ② 住民のジェンダー平等教育・学習の推進 生涯学習・社会教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供。 家庭教育を通じた男女共同参画に関する学びやジェンダーバイアスに気づく機会の提供。 ③ 役場における男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解の浸透 役場職員の男女共同参画・ジェンダー平等に関する正しい理解の浸透。 ジェンダー統計を踏まえた施策の立案。 ④ 男女共同参画・ジェンダー平等に関する広報・啓発の推進 広報媒体活用した男女共同参画に関する広報・啓発。 イベントやメディア，図書等を活用した男女共同参画に関する広報・啓発。 住民との協働による男女共同参画に関する広報・啓発活動の促進。 ⑤ 性別により格差や不平等が生じないための制度・慣習の見直し・制定 集落，各種団体における男女共同参画の視点を踏まえた制度・慣習等の見直し。 役場における男女共同参画の視点を踏まえた制度等の整備。 ⑥ 福祉分野におけるジェンダー平等の浸透 男女共同参画の視点に立った福祉サービスの提供。 ⑦ 性の多様性についての理解促進と尊重される環境整備 性の多様性についての啓発。 性の多様性が尊重される学校・職場・地域の環境整備。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

男女共同参画（ジェンダー平等）

【課題】

F-2 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

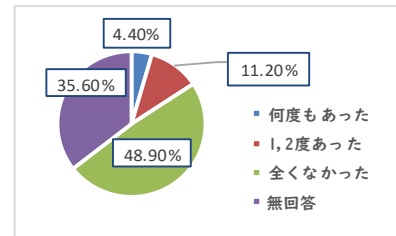
【現状と必要性】

（配偶者等からの暴力の現状）

- ・配偶者等からの暴力は、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- ・配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的、一体的に推進する必要がある。

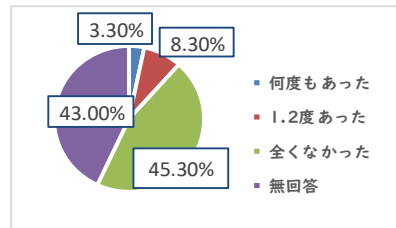
【町民意識調査-問12-(1)-ア】

なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた



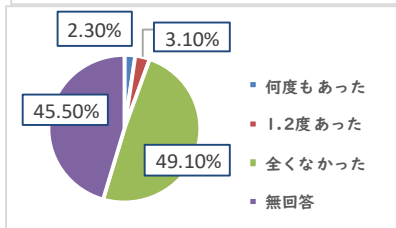
【町民意識調査-問12-(1)-イ】

人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家庭に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた



【町民意識調査-問12-(1)-ウ】

嫌がっているのに性的な行為を強要された



【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

配偶者等から暴力を受けたことがありますか

11.3

⇒

10.0
5.1

⇒

2.0

【SDGs】



【基本計画】

■DV（ドメスティック・バイオレンス）対策

※親密な関係にある，またはあった者からの暴力

事業計画	期間
I ジェンダーに起因する暴力の根絶 ① 暴力を容認しない意識の醸成 暴力を容認しない人権教育・啓発の推進。 人権尊重の啓発。 ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 DV・デートDV防止のための教育・啓発。 DV・デートDV被害者の相談対応。 DV・デートDV被害者の安全確保，心身の健康回復 と生活安定に向けた支援。 家庭内のDVにより傷ついた子どもの支援。 DV・デートDV被害者の相談支援体制の充実。 ③ 性暴力・性犯罪，ストーカー行為，セクシュアル・ ハラスメント等の防止と被害者支援 性暴力・性犯罪，ストーカー行為，セクシュアル・ ハラスメント等の防止のための教育・啓発と環境整備。 性暴力・性犯罪，ストーカー行為，セクシュアル・ ハラスメント等被害者の相談対応・支援。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

関連する計画

「瀬戸内町男女共同推進総合計画」の包含する計画
「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

男女共同参画（ジェンダー平等）

【課題】

F－3 政策方針決定の場への女性の参画が進んでいない

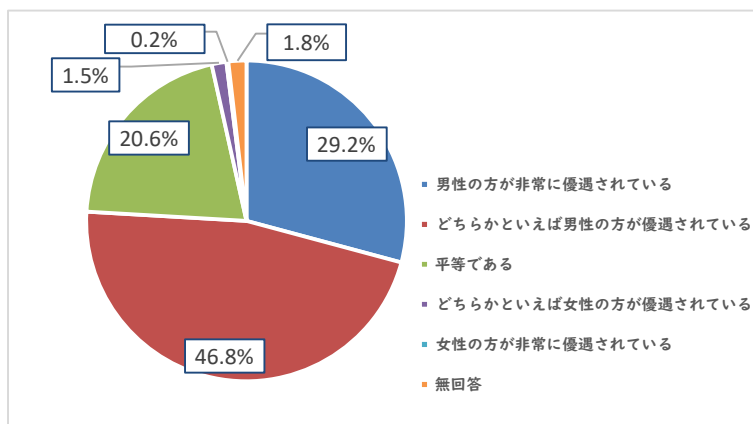
【現状と必要性】

（政策・方針決定過程における女性参画の現状）

- ・政策・方針決定過程に男女双方の意志が公正に反映されるためには、男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として共同で参画することが重要である。
- ・本町における政策・方針決定過程に参画する女性の割合
審議会等委員19.1%、町議会議員20%（2023年3月末現在）
町職員に占める管理職の割合0%（令和6年4月1日現在）
嘱託員に占める女性の割合10.9%（令和6年5月現在）
- ・その他あらゆる分野においても女性の参加により、様々な活動が担われている現状に比べると、意思決定への参加（参画）は十分に進んでいないため、男女の均衡を図る必要がある。
- ・女性が職業生活で能力を発揮するために必要なこととして、最も高かった項目は、「仕事と育児・介護の両立支援施策の整備」の18.6%であった。

【町民意識調査-問1-(4)-】

政治の場



【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

女性の意見が政策方針に反映されていると思いますか

-

⇒

15.9

⇒

41.7

【SDGs】



【基本計画】

■ 女性活躍社会の実現

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I 様々な分野における男女共同参画の促進と方針決定過程への女性の参画拡大 ① 女性の参画拡大・登用促進の機運醸成 女性の参画拡大・登用促進に向けた広報・啓発。 ② 各分野における多様な人材の確保・育成 性別にかかわらず多様な専門人材の育成。 保健医療・福祉分野における人材の確保。 農業における女性の担い手の確保・育成。 建設業における女性の人材の確保・定着。 その他産業における女性の人材の確保。 地域活動の担い手育成・支援。 女性のネットワークづくりの支援。 関連する計画 「瀬戸内町女性活躍推進計画」 「瀬戸内町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」 ③ 職場や地域における女性の参画拡大 事業所等における女性の登用促進。 集落運営における女性の参画促進。 ④ 政治・行政への女性の参画促進 政治・行政に対する関心の向上。 政治・行政に関する知識の習得。 ⑤ 役場における女性登用の促進 女性の職員の採用・育成・登用の推進。 審議会等委員への女性の登用推進。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

男女共同参画（ジェンダー平等）

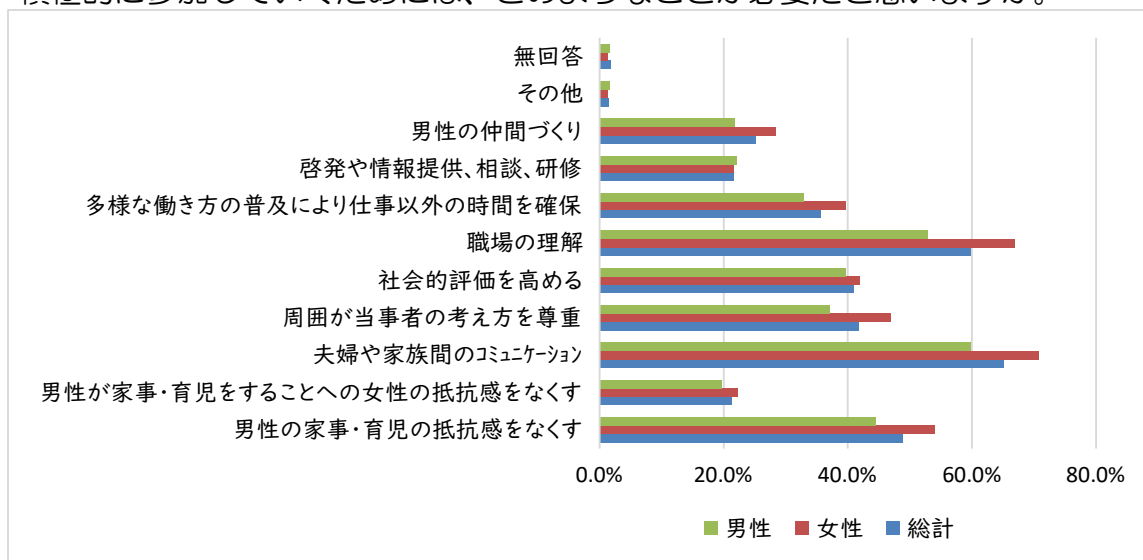
【課題】

F-4 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

【現状と必要性】

（仕事と生活の調和の現状）

- ・2020年における本町の女性雇用者に占めるパートなどの非正規雇用者の割合は57.6%と、依然、男性の19.4%に比べて格段に高くなっている。
- ・子育て期以降の女性の雇用形態は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高く、賃金格差や長期的なキャリア形成を困難にしており、その結果、職場での経験や知識を蓄積できないなどの現状にある。
- ・今後、男性が育児や介護、家事、地域活動に 【町民意識調査-問7】積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。



【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

仕事と生活のバランスはとれていますか

-

⇒

22.1

⇒

44.4

【SDGs】



【基本計画】

■男女が共に仕事と家庭の調和がとれる生活の実現

将来像①：みんなが安心して暮らし、それぞれに合った働き方をしている

事業計画	期間
I 働きやすく、働きがいのある働きたい職場づくり ① ジェンダー平等実現に向けた職場の意識と風土の改革 職場におけるジェンダー平等や女性の能力発揮に対する理解促進。 職場におけるジェンダーバイアスの解消とハラスメント防止の取組促進。 ② ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進 事業所における就業制度の整備や働き方改革の促進。 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進。 ③ 一人ひとりが個性と能力を発揮できる職場づくりの促進 事業所における公平な人事制度の整備の支援。 事業所における多様な人材の育成・活用の支援。 ④ 就労の機会と環境の確保 求職者の就職支援。 多様な働き方を実現するための環境整備。 ⑤ 就労に必要な知識やスキルの向上 労働関連法制度の普及。 就労に関する相談対応。 就労に必要なスキル習得の支援。 起業の支援。 女性をはじめ働く人のネットワークづくりの支援。 ⑥ 職業生活と家庭生活を両立できる環境整備 子どもの保育の質の向上と保護者が仕事と育児を両立できる環境整備。 児童の放課後等の居場所づくり。 要保護者の生活の質の向上と介護者が仕事や家庭生活と介護を両立できる環境整備。 地域で育児や介護を共に支える仕組みづくり。 男性の家事・育児・介護等への参加促進。 育児・介護制度の普及。 安心して職業生活と家庭生活を送るための社会資本の整備。 役場におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

G-1 多様化する住民ニーズへの対応

【現状と必要性】

(地域行政の現状)

- ・地方公務員法改正によって令和2年度より「臨時職員」が「会計年度任用職員」となり、期末手当の対象となった。さらに、地方自治法改正により令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったこと等に伴い、人件費の増加が見込まれる。
- ・新たな行政課題が山積する中、権限移譲による事務事業の増加等、これまで以上に簡素で効率的な行政運営システムの再構築に取り組んでいかなければならない。
- ・組織のスリム化・人件費の抑制（職員数削減）を早急に対処していかななくてはならない。
- ・アフターコロナにおける新たな生活スタイルへの変容などに的確に対応するため、デジタルを活用した具体的な仕組みづくりが必要である。
- ・令和3年度制定の瀬戸内町「町民の声」の公表の実施に関する取扱要綱により、町民からの寄せられた意見や提言など「町民の声」の要旨とそれに対する回答をホームページで公表することにより、町民の皆様と情報を共有し、情報発信の強化による信頼される町政の実現を目指していく。

(協働社会に向けた必要性)

- ・町民の「声」を聴き、町民の合意を得た政策への展開が重要である。
- ・公共的活動を民間と行政が共有し、それぞれの役割を果たす「協働社会」へ移行するため、町の果たすべき役割について見直しを行い、持続可能な行政システムへの転換を図っていかなければならない。

【KPI】	※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。	基準値 (2018年度)	目標値・ 達成値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
町の政策全体について、どの程度満足していますか		14.8	⇒ 40.0 23.1	⇒ 44.2

【SDGs】



【基本計画】

■職員の意識改革，事務量の見直し，組織再編

事業計画	期間
I 職員の意識改革 ① 人材の育成 人事評価結果の活用及び自己啓発，職場内研修，職場外研修の3つを柱とする職員研修を行う。 職員研修への参加，人事交流の実施等 ② 町民の声の反映 「町民の声」の公表，町政懇談会，アンケート，パブコメ等の実施様々な「声」を聴き取り，正確に分析し，行政サービスの向上を図る。 関連する計画 「瀬戸内町職員人材育成基本方針」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 事務量の見直し ① 適正な職員配置 デジタルを活用した業務の効率化，事務分掌の再構築，民間委託の推進，再任用による中長期的な定員管理を行う。 また，BPRを実施した他自治体との業務比較等により，業務の見直し及び改善を図る。 ② BPRの導入による「働き方改革」への取組 BPR全庁業務量調査を実施し，すべての業務内容の把握と業務量の見える化に取り組み，課題を抽出し解決することにより業務改善を図る。 関連する計画 「瀬戸内町定員適正化計画」・「瀬戸内町DX推進計	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
III 組織の再編 ① 組織のスリム化 DX推進によって業務の効率化を図り，組織のスリム化へ繋げる。 ② 業務の効率化 BPR全庁業務量調査の成果として得られる課題等について，デジタルの活用などによる業務改善を図り，全体業務量の削減に取り組む。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

G-2 即時性のある情報発信

【現状と必要性】

（本町の情報発信の現状）

- ・広報紙、町ホームページ、公式SNS等複数のツールで情報を発信できている。
- ・町ホームページにおいては、内部が複雑であり情報を入手しづらいのが現状である。
- ・来島者がフェリーの欠航など町のリアルタイムな情報を得ることが容易ではない。
- ・多様化、複雑化する住民からの需要等へ対応するため、常に情報発信ツールの見直し、検討が必要である。

（コミュニティFMの現状）

- ・地域によってはラジオの電波受信が困難な箇所が存在する。



（76.8MHz）
せとうちラジオ放送局

令和4年1月26日 開局

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

役場から必要な情報が伝わっている

36.2

⇒

50.0
46.9

⇒

61.4

【SDGs】



【基本計画】

■情報発信の強化

事業計画	期間
I ホームページによる情報発信 ① 瀬戸内町ホームページのリニューアル 閲覧する方々がより便利に町Webサイトを活用して頂けるよう、デザイン、新たなデジタル技術の活用等を検討し、リニューアルを図る。 ② 各種施策と連動した情報発信 これまでの行政情報の発信に留まらず、観光客増、特産品の売上増等に向けた、魅力発信など各種施策と連動した情報発信に努める。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 広報紙による情報発信 ① 広報せとうちの発行 行政からのお知らせや行政運営の紹介等に加え町民の方々に多く登場してもらう特集ページ等、常に内容改善に取り組み、読み手にとって親しみやすい広報紙を目指す。	令和6年度～令和10年度
III デジタル技術を活用した情報発信 ① 情報発信強化事業 ドローンを活用した画像や映像制作、ふるさとCM制作も含め、SNS等の専門的、技術的ノウハウを活用するため外部委託による事業展開を行う。 ※SNS等（facebook, Youtube, X, Instagram, LINE）	令和6年度～令和10年度
IV コミュニティFMによる情報発信 ① コミュニティFMの運営 各地域の行事やイベント情報、町営定期船の運航状況、台風などの気象情報や災害時等の防災情報の提供など地域に密着したリアルタイムな情報の提供を行う。 ② ラジオの電波受信が困難な、山裾の地域などでもラジオを受信できるよう対策を図る。	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

G-3 行政サービスの地域格差の是正

【現状と必要性】

（行政サービスの地域格差の現状）

- ・三島（加計呂麻島・請島・与路島）住民が本島内の行政サービスを受ける際、島内移動のバス利用や船舶の利用が発生するため、移動に係る負担が大きい。
- ・海上悪天候により船が欠航する場合もあり、必要な時に行政サービスを受けに行くことができないことがある。
- ・三島（加計呂麻島・請島・与路島）は、離島の中の離島ということもあり、島から島へ移動する人や物に対する経費が高額になる。
- ・西方方面や東方方面から古仁屋に向かうバス利用においては、運賃や移動に1時間以上かかるなど、住民負担は大きい。
- ・三島（加計呂麻島・請島・与路島）住民が島内で公用を済ますことが出来るよう行政拠点の整備を行う必要がある。
- ・三島（加計呂麻島・請島・与路島）住民の利便性向上を図るために住民が求めているサービスを検証する必要がある。

（情報通信の地域格差）

- ・請島、与路島ではインターネット環境が十分に整っていない為、地域間での格差が生じている現状がある。町内全域でデジタル技術を活用した行政、教育、医療などのサービスを享受できる事が重要である為、対策を図る必要がある。

（三島〈加計呂麻島・請島・与路島〉における支援）

- ・離島の中でも特に自然条件等が厳しい小規模離島及び離島の属島を対象として、産業の振興、生活基盤の整備、ソフト対策等住民生活に密着したきめ細かな事業の展開を図る必要がある。

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

町の政策全体について、どの程度満足していますか

14.8

⇒

40.0
23.1

⇒

44.2

【SDGs】



【基本計画】

■行政サービスにおける住民負担の軽減

事業計画	期間
I 三島（加計呂麻島・請島・与路島）住民の利便性の向上 ① 加計呂麻島ターミナルの整備 三島（加計呂麻島・請島・与路島）住民が必要とする利便性を考慮した施設整備を検討するため、庁内組織を設置し、整備に向けた「基本計画」の策定を図る。	令和6年度～令和10年度
II 情報通信基盤の整備促進 ① 請島・与路島のインターネット環境整備に係る体制構築 地方創生や地域振興のプロジェクトにインターネット環境整備を組み込むことによる財源の確保や支援体制の要請等について国等へ働きかけを実施する。	令和6年度～令和10年度
② 地理的特性にあわせたプランニングやテクノロジー活用の検討 請島・与路島のニーズにあわせたインターネット環境整備に対するプランニングの実施や、無線・衛星通信などの地理的特性にあわせた柔軟なインフラ整備の検討を図る。	令和6年度～令和10年度
III 三島（加計呂麻島・請島・与路島）における支援 ① 特定離島ふるさとおこし推進事業 産業の振興，生活基盤の整備，みんなの参加・島づくり対策に資する事業	令和6年度～令和10年度
② 離島住民運賃割引 加計呂麻島に居住し，住民登録を行っている者に対し，フェリーかけろまの運賃割引を行う。	令和6年度～令和10年度
③ 輸送にかかるコスト支援 三島（加計呂麻島・請島・与路島）から奄美大島に渡る農林水産物や車両等の輸送コスト支援を検討する。	令和6年度～令和10年度

【課題】

G-4 公共施設の老朽化

【現状と必要性】

（本町の公共施設の現状）

- ・本町の道路整備状況は県道改良率81.5%、町道改良率55.7%と低い状況であり、今後の道路整備については、管理路線の見直し等を行いながら、町内を循環する道路や港湾など交通結節点へのアクセス改善を図り、各集落、近隣市町村との近接性の確保に努める必要がある。
- ・高度経済成長期に集中的に整備した施設の老朽化が進行し、再構築の時期が到来している。
- ・本町の地理的地勢的条件での整備では、事業コストが他自治体よりも割高の傾向にあり、更には字図混乱等问题で用地取得に相当の期間を要している。
- ・橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化が進行していることから、計画的に点検修繕等を行い、安全で快適な道路空間の確保に努める必要がある。

道路整備の状況						(単位：km)
道 路 種 別		路 線 数	実 延 長	改 良 済	改 良 率	(H28年改良率)
国 道		1	11.86	11.86	100.0%	100.0%
県 道	主 要 地 方 道	2	27.72	21.49	77.5%	73.1%
	一 般 道	4	72.15	59.97	83.1%	80.9%
	合 計	6	99.87	81.46	81.5%	78.6%
町 道		163	233.11	130.02	55.7%	53.5%
合 計		170	344.8	223.3	64.7%	63.8%
道路現況調査（令和5年4月1日現在）						

道路現況調査（令和5年4月1日現在）

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

安全な水道水が安定供給されている	70.9	⇒	80.0 65.5	⇒	73.5
道路が整備されている	39.9	⇒	55.0 36.2	⇒	49.5
公共施設に満足している	-	⇒	- 28.1	⇒	46.2

【SDGs】



【基本計画】

■各種計画に基づいた公共施設の整備

将来像④：移動がしやすく、化石燃料に頼らない、災害に強いまちづくりを進めている

事業計画	期間
I 道路（町道・農道・集落道・林道）の整備 ① 国・県・町道の整備 道路交通の利便性、安全性の確保を図る。 社会資本整備総合交付金、辺地対策道路整備等 ② その他の道路整備事業 集落内の道路を整備することにより、生活環境が改善され、地域住民の民生安定を図る。 関連する計画 「社会資本整備総合計画」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度
II 橋梁の整備 ① 橋梁の長寿命化対策 老朽化に伴う橋梁については、瀬戸内町橋梁長寿命化修繕計画により整備を行う。 関連する計画 「瀬戸内町橋梁長寿命化修繕計画」 「瀬戸内町林道橋長寿命化修繕計画」	令和6年度～令和10年度
III 港湾・漁港の整備 ① 港湾・漁港施設の整備及び管理 海岸堤防等の老朽化対策を計画的に作成し、海岸保全施設の機能強化又は回復強化と一体的に行う。 関連する計画 「港湾・漁港海岸長寿命化計画」	令和6年度～令和10年度
IV 公園、文化拠点施設、防災拠点施設等の整備 ① 各公共施設の維持・整備 昭和50年代を中心に建設された各施設が老朽化。維持・補修等に費用がかかるため、財政負担を軽減・平準化しながら計画的な整備を図る。 ② 瀬戸内町公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を全庁的な体制で行う。 関連する計画 「瀬戸内町公共施設等総合管理計画」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

【課題】

G-5 自主財源の伸び悩みと地方交付税の減少

【現状と必要性】

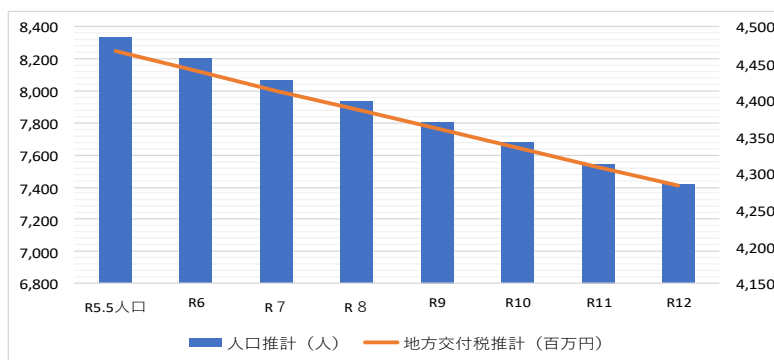
（本町の自主財源確保の現状）

- ・県の「市町村税徴収確保対策団体」に指定されている。

（地方交付税（臨時財政対策債含む）の見込み）

- ・人口減少を起因とする地方交付税の減少という厳しい状況の中で、多様化する財政需要に適切かつ柔軟に対応するため、歳入の確保と徹底した歳出の削減を図り、健全で持続可能な財政運営に努めることが求められている。

	R5.5人口	R6 推計	R7 推計	R8 推計	R9 推計	R10 推計	R11 推計	R12 推計
人口推計（人）	8,332	8,198	8,064	7,935	7,805	7,676	7,546	7,417
地方交付税推計（百万円）	4,467	4,440	4,413	4,387	4,361	4,335	4,309	4,283



（人口の推計算定方法）

- ①毎年度の減少人数を国立社会保障・人口問題研究所による人口推移を基に割り出した
- ②R5.5末人口を基準とし、次年度以降の人口を①により算定

（地方交付税の推計算定方法）

- ③R5の地方交付税額をR4実績（≒）とする
- ④「減少人数×20万円」でR12年度（2030年度）まで推計する

【KPI】

※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

基準値
(2018年度)

目標値・
達成値
(2023年度)

目標値
(2028年度)

町はムダなく財政運営をしている

12.7

⇒

35.0
19.0

⇒

41.2

【SDGs】



【基本計画】

■ 既存の財源の増加対策と新たな財源の確保

将来像⑦：町全体を便利に，人，物，情報をつなげて集落を維持している

事業計画	期間
I 町税収入の確保 ① 税収納率の向上 自主財源の基幹である町税収入の確保に努める。 県と連携した「相互併任方式」による滞納整理に取り組み収納率の向上に努める。 ・せとうちラジオ放送での広報 ・夜間特別徴収の実施 ・滞納整理の強化 ・コンビニ収納の強化 ・電子決済（QRコード）利用の促進	令和6年度～令和10年度
II 使用料・手数料の確保 ① 使用料・手数料の見直し 使用料・手数料の見直しについては，受益者負担の適正化を図る観点から，物価の上昇，類似施設との均衡などを勘案しつつ，適切な見直しを行う。	令和6年度～令和10年度
III 財産収入の確保 ① 町有財産の有効活用 町有財産の未利用地の売却促進や有効活用を図るとともに，土地貸付料単価の見直しと，売却処分の推進を図る。	令和6年度～令和10年度
② 地籍調査事業 土地の適切な保全及び合理的な利用を図るため，計画的に地籍調査事業を実施する。	令和6年度～令和10年度
IV 特定財源の確保 ① 有利な補助金(交付金)活用 国・県の施策や動向を見極めつつ関係機関と連携を図り，有利な補助金(交付金)活用に取り組み，財源確保に努める。 ・まち・ひと・しごと創生に係る補助 ・公共施設等適正管理推進に係る補助 ・社会保障の充実に係る補助	令和6年度～令和10年度
② ふるさと応援基金の拡充	令和6年度～令和10年度

【課題】

G-6 適切な行財政運営

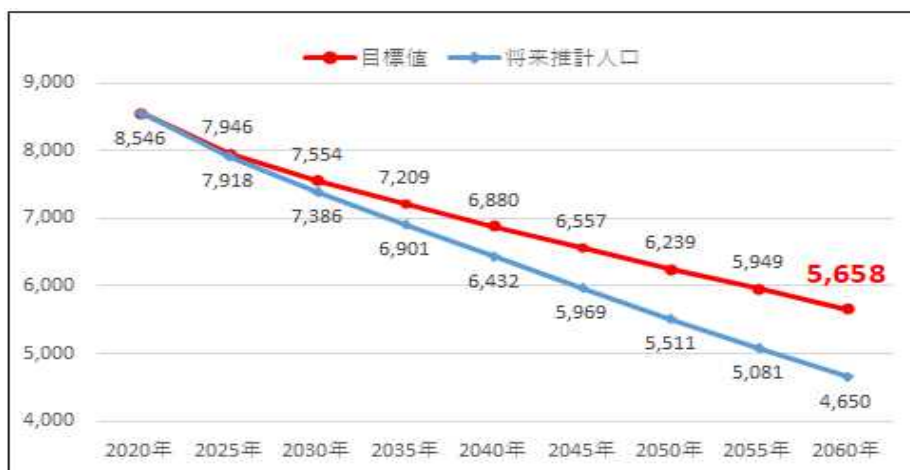
【現状と必要性】

（人口減少の影響）

- ・人口減少を契機に、地域経済の縮小を呼び、さらに人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高い。

（持続可能な財政運営を目指して）

- ・将来推計人口では2060年に4,650人となる推計が出ているが、社会保障や公共投資は今後も行っていくため、地方創生と財政健全化をバランスよく推進しより効果的で持続可能な財政運営を目指す必要がある。



【KPI】 ※2023年度については、上段が2018年度設定した目標値、下段が達成値となる。

	基準値 (2018年度)	目標値・ 達成値 (2023年度)	目標値 (2028年度)
--	-----------------	-------------------------	-----------------

町はムダなく財政運営をしている	12.7	⇒ 35.0 19.0	⇒ 41.2
-----------------	------	----------------	--------

【SDGs】



【基本計画】

■ 地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な行財政運営
将来像⑦：町全体を便利に、人、物、情報をつなげて集落を維持している

事業計画	期間
I 人口減少と地域経済縮小の克服 ① 地方創生の推進 地方創生総合戦略計画で掲げる4つの基本目標をもとに、本町への人の流れを拡大するため、より実現性のある事業展開を強力に進める。 ・「瀬戸内町における安心した雇用を創出する」 安定した雇用の確保と主要産業の育成を図る。 ・「瀬戸内町への新しい人の流れをつくる」 本町への移住・定住につながる交流人口の拡大を図る。 ・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる地域社会づくりに取り組む。 ・「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」 町民が安心して暮らせるまちづくりを図る。 関連する計画 「瀬戸内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」	令和6年度～令和10年度
II 健全で持続可能な財政運営 ① 財政健全化計画の推進 地域活性化につながる事業には重点的に投資しつつ、全体を平準化する予算編成などにより、「地方創生と財政健全化をバランスよく推進できる持続可能な財政運営」に努める。 ② 行財政に精通した人材の育成 関連する計画 「瀬戸内町DX推進計画」	令和6年度～令和10年度 令和6年度～令和10年度

参考資料

SDGs（持続可能な開発目標）

町民意識調査

■SDGs（持続可能な開発目標）



【貧困】
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



【飢餓】
飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



【不平等】
各国内および各国間の不平等を是正する。



【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



【持続可能な都市】
包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。



【教育】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



【持続可能な生産と消費】
持続可能な生産消費形態を確保する。



【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワメントを行う。



【気候変動】
気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる



【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



【海洋資源】
持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。



【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する



【陸上資源】
陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。



【経済成長と雇用】
包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。



【平和】
持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。



【インフラ、産業化、イノベーション】
レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。



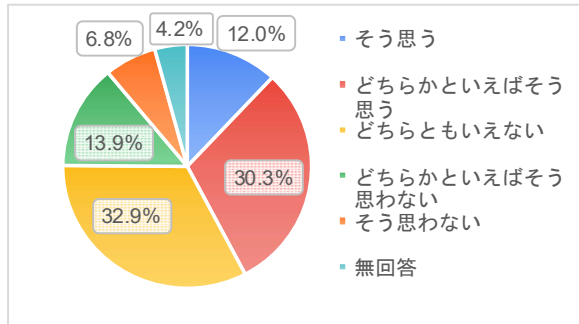
【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

■町民意識調査

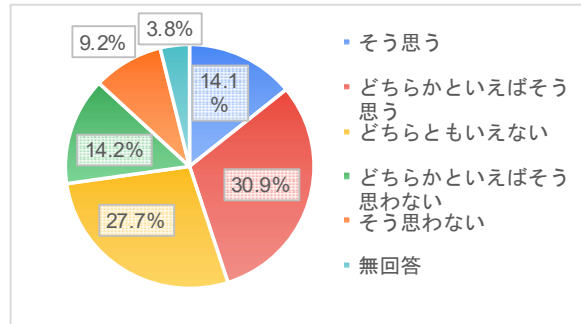
【瀬戸内町の施策全般について】

あなたが普段、瀬戸内町での暮らしの中で感じていることについてお聞きします。
現在、あなたが感じているお気持ちに近いものはどれですか。

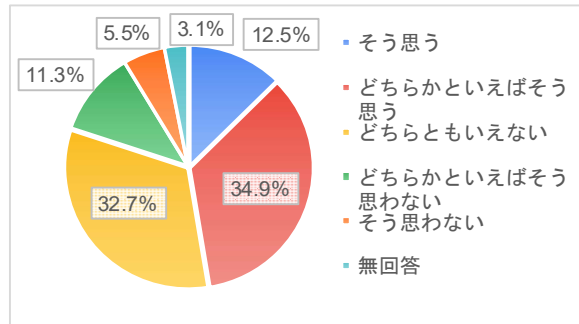
(1) 地域活動・行事が活発である



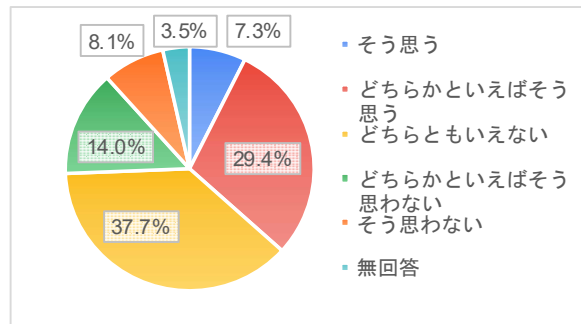
(2) 役場から必要な情報が伝わっている



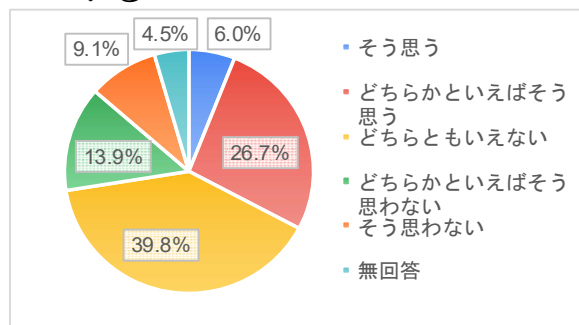
(3) 町民が地域で互いに支え合って暮らしている



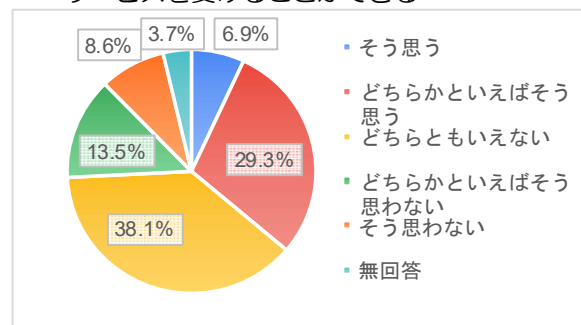
(4) 高齢者が自立して、いきいき暮らしている



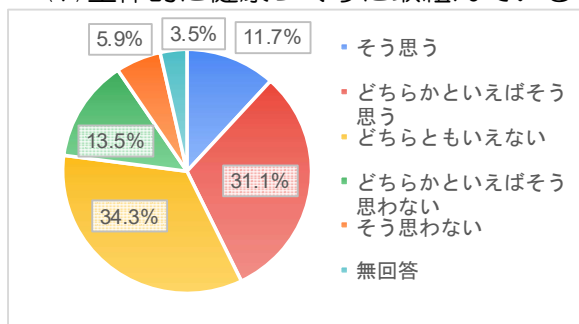
(5) 生涯学習の機会や場所が充実している



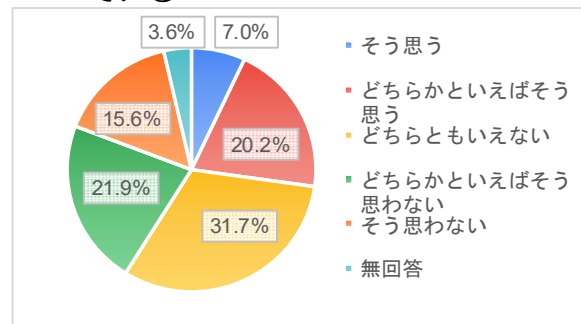
(6) 介護が必要な状態になった場合、適切な公的サービスを受けることができる



(7) 主体的に健康づくりに取り組んでいる

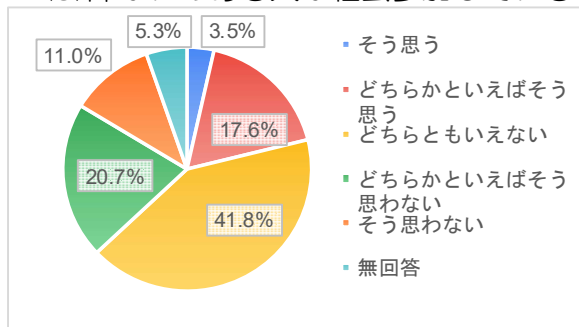


(8) 気軽にスポーツを楽しめ環境が整っている

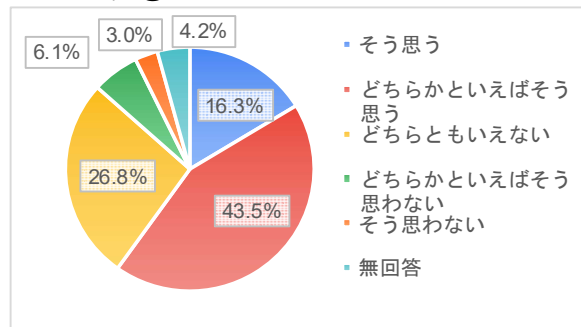


■町民意識調査

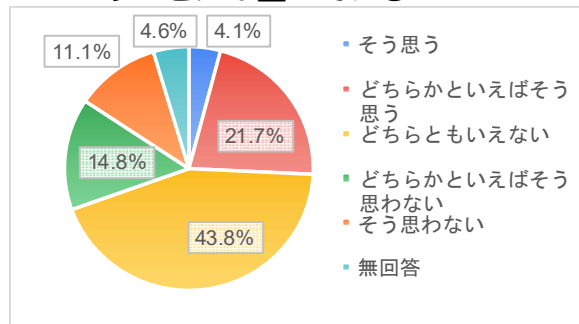
(9) 障がいのある人が社会参加している



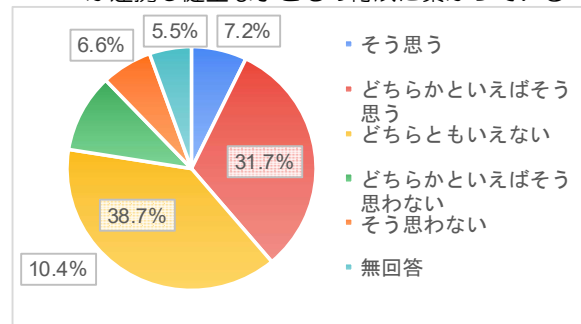
(10) 子どもたちが健やかに成長している



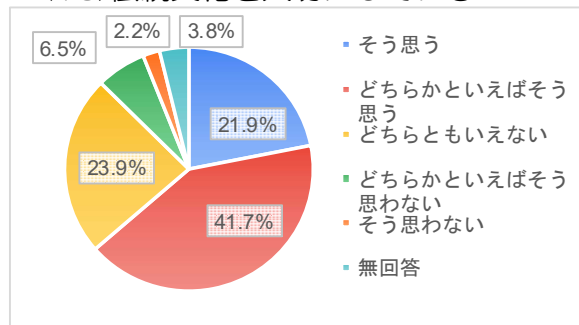
(11) 安心して子どもを生み育てる行政サービスが整っている



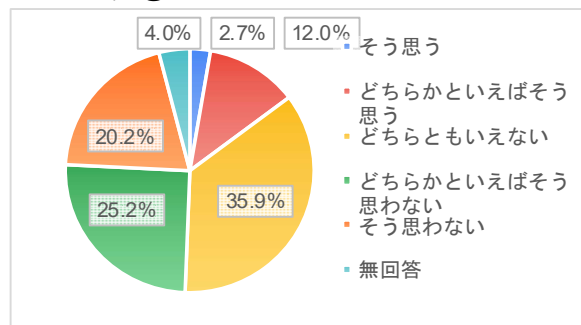
(12) 子どもの教育について、学校・家庭・地域が連携し健全な子どもの育成に繋がっている



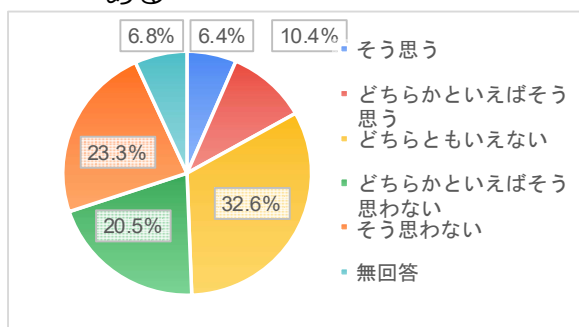
(13) 伝統文化を大切にしている



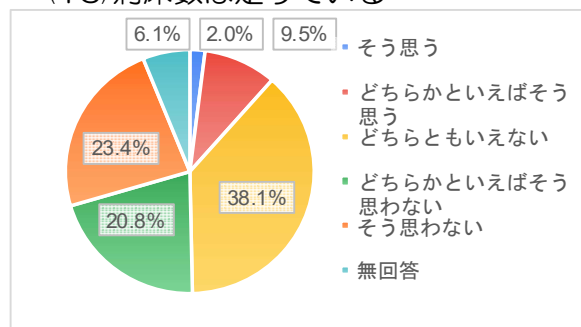
(14) 市街地に元気があり活性化している



(15) 瀬戸内町には自分が求める仕事がある

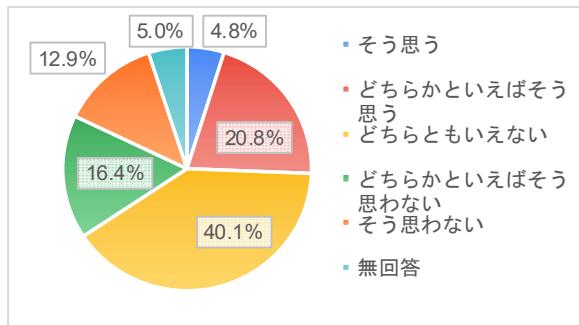


(16) 病床数は足りている

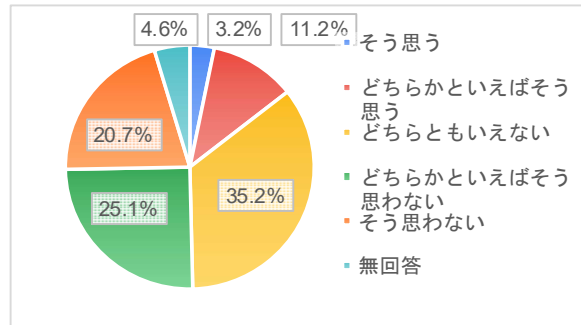


■町民意識調査

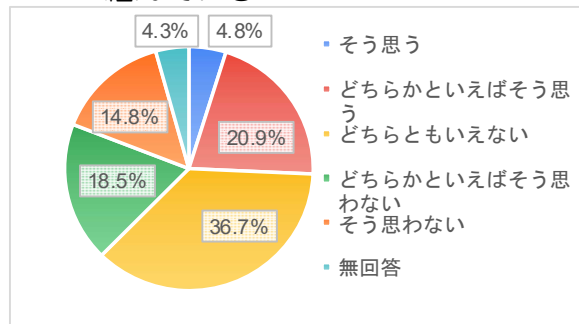
(17) 町は、産業（農林水産業）の活性化に取り組んでいる



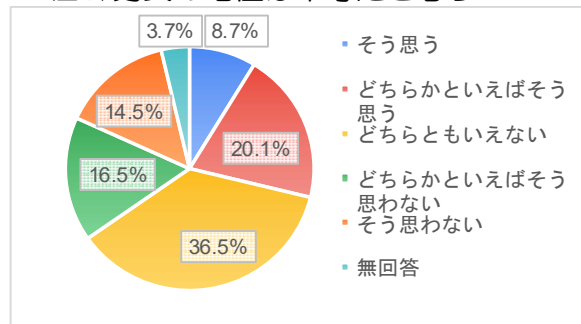
(18) 町は、産業（商店街）の活性化に取り組んでいる



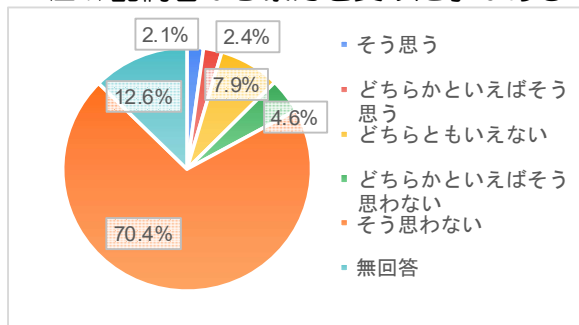
(19) 町は、産業（観光）の活性化に取り組んでいる



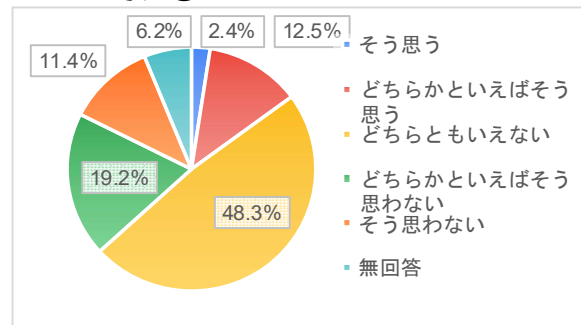
(20) 男女の地位は平等だと思う



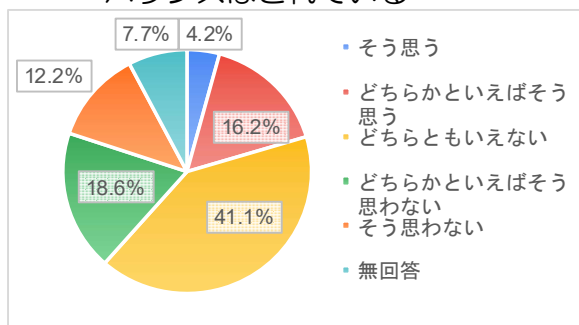
(21) 配偶者から暴力を受けた事がある



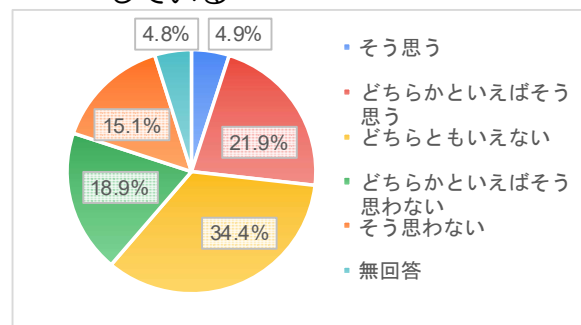
(22) 女性の意見が政策方針に反映されている



(23) 仕事と育児，介護，趣味等とのバランスはとれている

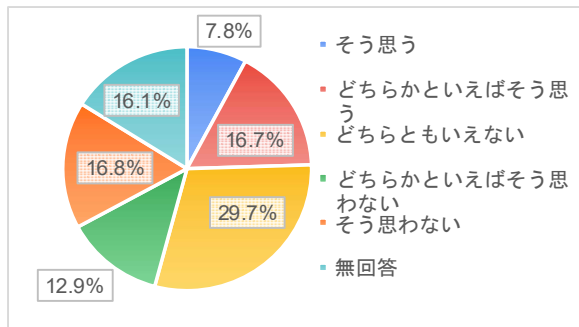


(24) 公共施設（集会施設等）に満足している

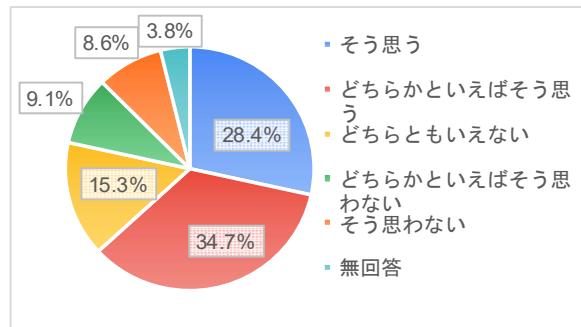


■町民意識調査

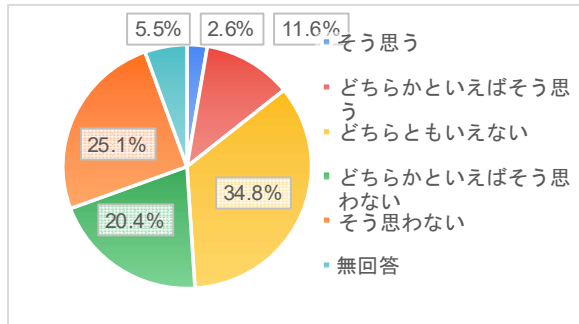
(25)今の仕事（内容・給与・質）に満足している



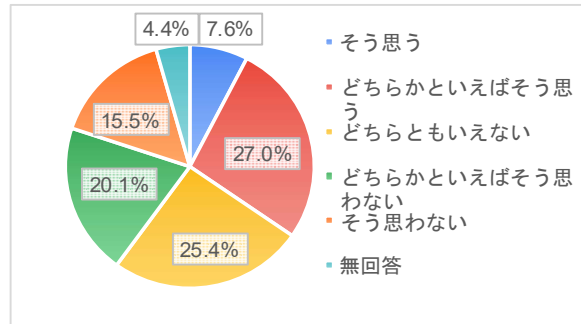
(26)安全な水道水が安定供給されている



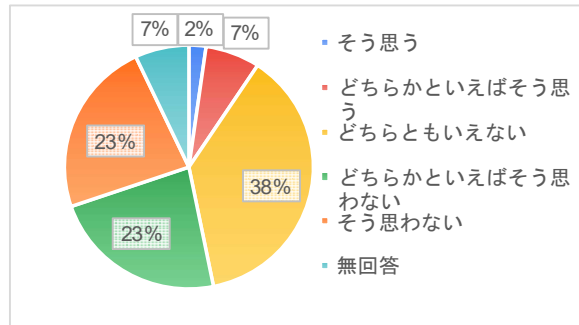
(27)危険家屋や空き家・空き地対策がこれまでより積極的に行われている



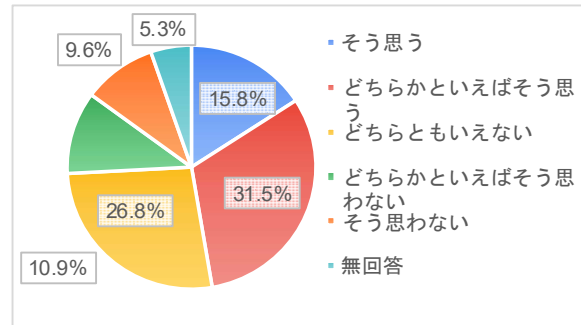
(28)道路は安全に整備されている



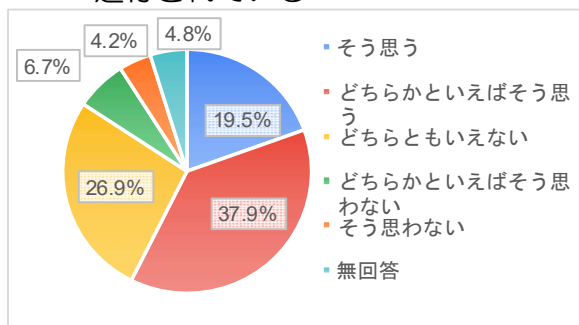
(29)定住希望者への住宅は足りている



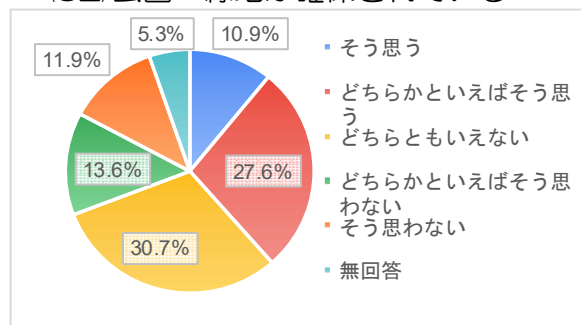
(30)海上（フェリー等）公共交通は安全に運行されている



(31)陸上（バス）公共交通は安全に運行されている

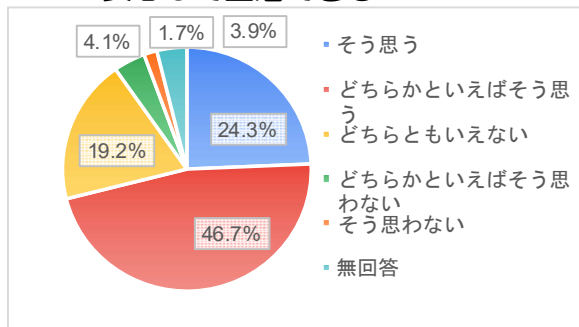


(32)公園・緑地が確保されている

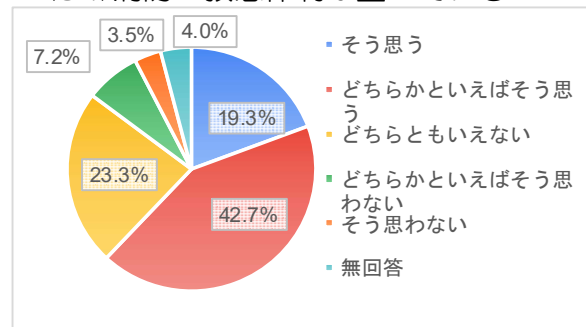


■町民意識調査

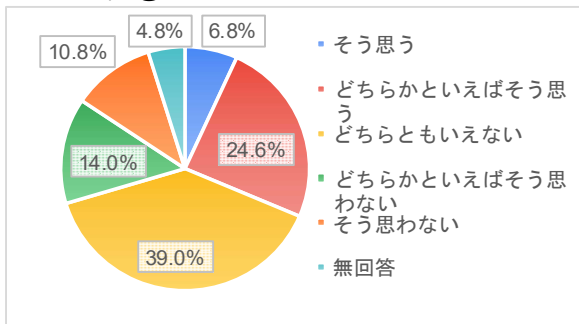
(33) 交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活できる



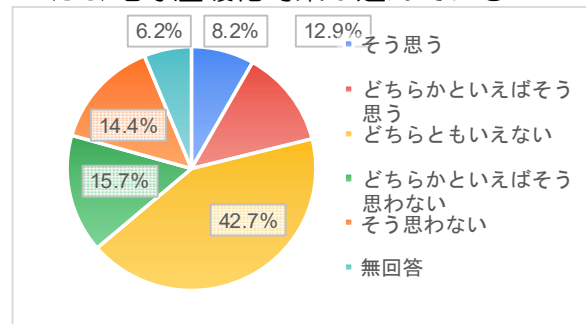
(34) 消防・救急体制が整っている



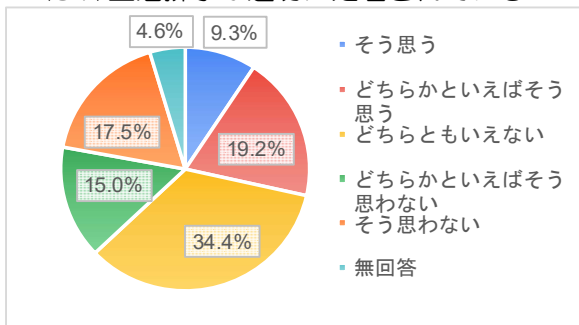
(35) ゴミの減少化や資源化が進んでいる



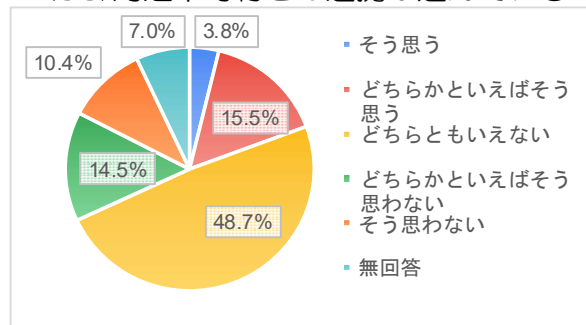
(36) 地球温暖化対策が進んでいる



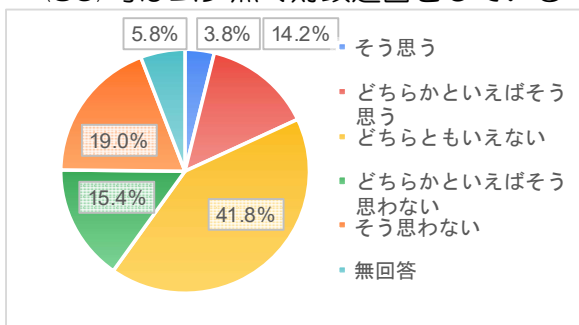
(37) 生活排水が適切に処理されている



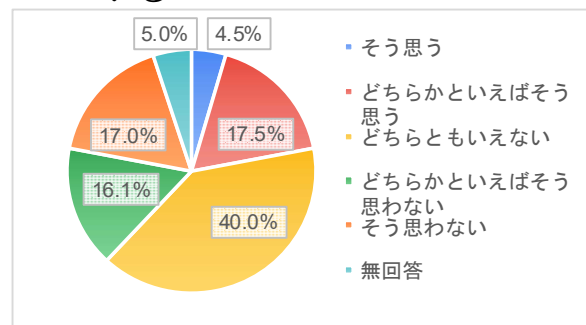
(38) 周辺市町村との連携が進んでいる



(39) 町はムダ無く財政運営をしている

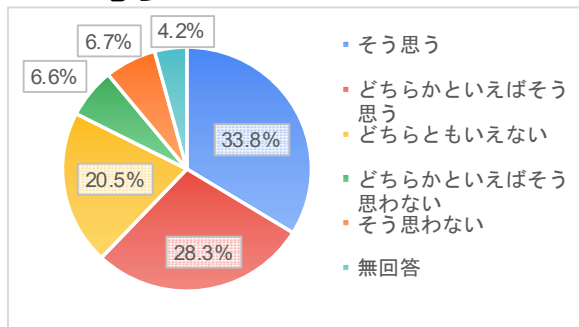


(40) 町の政策全体について満足している



■町民意識調査

(41) 今後も瀬戸内町に住み続けたいと思う

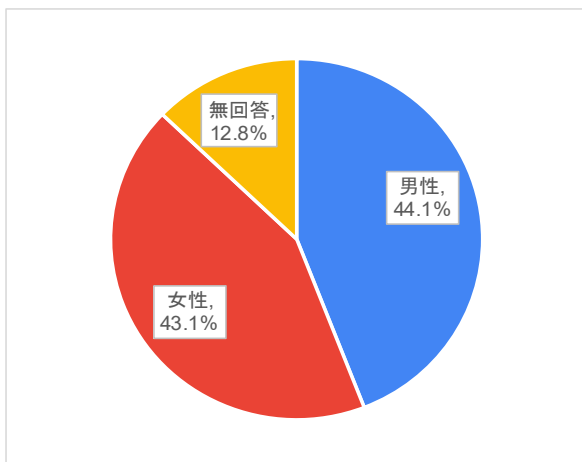


町政に関する皆様の意向を把握し、計画に反映することを目的として調査を実施しました。

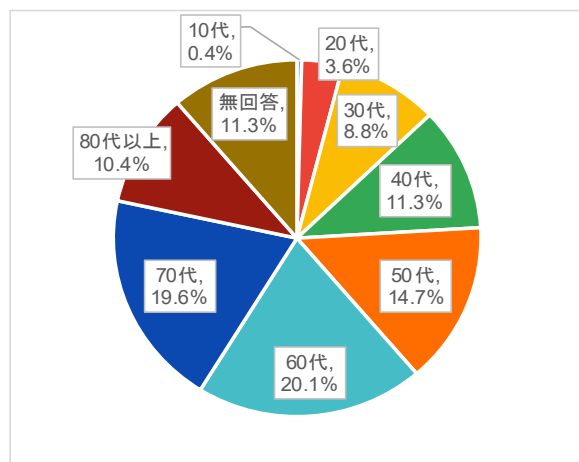
調査の概要

調査地域	瀬戸内町全域
調査対象	18歳以上の男女4,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査期間	令和5年7月1日(土)～7月31日(月)
調査方法	・調査票による本人記入方式 (郵送配布・郵送回収による郵送調査方法) ・webによる入力方式
回答数(率)	1,226 (30.6%)

性別



年齢



.....

第5次瀬戸内町長期振興計画後期計画
(令和6年度～令和10年度)
～ひとが輝く 夢と希望に満ちた 魅力あふれるシマ～

編集・発行 瀬戸内町企画課

〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津23

TEL : 0997-72-1112 FAX : 0997-72-1120

.....